第3期朝霞市教育振興基本計画(素案)

令和8(2026)年度~令和12(2030)年度

基本理念

豊かな心でともに未来をつくる朝霞の教育

朝霞市教育委員会

目 次

第1章 総論	
1 計画の趣旨・性格・期間・位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第2期計画の検証	5
3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化	25
4 朝霞市の目指す教育の姿	3 0
第2章 施策の展開	
施策の体系	3 8
【学校教育】	0 0
基本目標 1 持続可能な社会の創り手の育成	4 5
施策1 豊かな心を育む教育の推進	1 0
施策2 いじめ・不登校対策の推進	
施策3 こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の	の充実
施策4 体力の向上と学校体育活動の推進	- / 4 / 4
施策5 健康の保持・増進	
基本目標 2 確かな学力と自立する力の育成	5 2
施策 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	
施策2 キャリア教育と職業教育の推進	
施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	
施策4 教育DXの推進	
施策5 特別支援教育の推進	
基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進	5 9
施策 1 共生社会を目指した支援・指導の充実	
施策2 学校に行きづらいこどもたちへの支援の推進	
施策3 一人一人の状況に応じた支援	
基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	6 4
施策1 教職員の資質・能力の向上	
施策2 学校の組織・運営の改善	
施策3 こどもの安全・安心の確保	
施策4 小中一貫教育の推進	
施策5 適切な教育環境の設定	
施策6 安全・安心で持続可能な学校給食の提供	

基本目標5 学校施設の適切な	な維持・管理 ····· 7 1
施策1 学校施設・設備	端の適切な維持管理
施策2 長寿命化を見払	居えた学校施設の改修等の実施
施策3 目標使用年数	を迎える学校施設の改築の実施
施策4 教育課題に対す	する施設面での解決策の検討
基本目標6 学校・家庭・地域	或の連携・協働の推進による
	地域の教育力の向上 74
施策1 地域と一体とな	なったコミュニティ・スクールの推進
施策2 生涯スポーツ	・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備
施策3 貴重な地域人村	オの教育活動への積極的参画
施策4 学校・家庭・均	也域の教育力向上のための支援
【生涯学習】	
基本目標7 生涯にわたる学で	びの推進 78
施策1 生涯学習推進係	本制の充実
施策2 学習情報の提信	供と学習機会の充実
施策3 豊かな地域文化	L活動に向けた団体、学習グループの支援と
リーダーの育品	戈・活用
施策4 放課後のこども	らの居場所づくり
基本目標8 学びを支える環境	竟の充実 82
施策1 学習活動の支持	爰・充実
施策2 利用しやすいか	施設の提供
【スポーツ・レクリエーション	/]
基本目標 9 スポーツ・レクリ	リエーション活動の推進 85
施策1 推進体制の充領	Ę
施策2 活動情報の提係	供の充実
施策3 スポーツ事業の	D充実
施策4 豊かな地域スプ	ポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援
基本目標 10 利用しやすい施	設の提供88
施策1 利用しやすい	拖設の整備
施策2 利用しやすいか	拖設の運営

【地域文化】	
基本目標 11 歴史や伝統の保護・活用	64
施策1 文化財の保護・活用・伝承支援	
施策2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開	
施策3 小・中学校等と連携した学習活動	
基本目標 12 芸術文化の振興	93
施策1 芸術文化の活動の充実支援	
施策2 発表と鑑賞の機会の充実支援	
【人権・多様性の尊重】	
基本目標 13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援	96
施策1 学校教育における人権教育の推進	
施策2 社会教育における人権教育の推進	
第3章 計画の推進	
1 計画の点検、評価の実施	1 0 0
2 指標	1 0 1
資料	
"こども"に類する表記について	106
用語の説明	107
策定の経緯	1 2 3



朝霞市キャラクター 「ぽぽたん」

1 計画の趣旨・性格・期間・位置付け

(1) 計画の趣旨

本市では、平成25年度からおおむね10年先を見通した教育の理念を定めた朝霞市教育振興基本計画(以下、「第1期計画」という。)を策定し、教育の振興に取り組んでまいりました。

第1期計画においては、豊かな人間性を育むための道徳教育の充実、基礎的な学力を確実に習得させるための指導方法の工夫改善、家庭と連携したこどもの健康づくり、健康教育や食に関する指導*の充実、生涯を通じた多様な学習活動の推進などを実施してまいりました。

第2期計画においては、少子高齢化や急速な技術革新、グローバル化*など、変化の激しい社会の中で、教育では主体的・対話的で深い学び*の実現や、人生100年時代*を見据えた生涯学習・スポーツの推進などを実施してまいりました。

第2期計画期間内には、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、学校生活でも様々な制約を余儀なくされ、生涯学習*においても事業の中止や縮小などの影響を受けてまいりました。

一方で、GIGAスクール構想*によって整備されたICT*環境を活用し、こどもたちの学習進度や興味・関心に合わせた学びや、こども同士の相互のやり取りの中で理解を深める学習が行われるようになりました。日々の実践の中でデジタル技術のよさを生かし、コロナ禍前の学校とは大きく異なる多様な教育活動が生み出されています。

その他、少子高齢社会の到来や、急速なグローバル化の進展、超スマート社会*(Society5.0)の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく転換している中で、教育には、こどもたちの、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、生涯を通して多様な価値観を持つ人々と協働*しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

このように、社会の変化とともにこれからの時代を生き抜き、社会を担うこどもたちの力を育んでいく教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本市の今後の5年間の教育に関する基本的な計画として、「第3期朝霞市教育振興基本計画(以下、「第3期計画」という)。」を策定します。

第3期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第2期計画の成果と課題などとともに「第6次朝霞市総合計画(令和8年度~令和12年度)」や「朝霞市教育大綱」を踏まえ、また国及び県の新たな「教育振興基本計画」も参考にしながら、SDGs*の達成年限である2030年や、更には日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市教育の目標と施策の体系を示していきます。

(2) 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興施策に関する基本的な計画として、国の第4期教育振興基本計画(令和5年度(2023)年度~令和9(2027)年度)、埼玉県の第4期教育振興基本計画(令和6(2024)年度~令和10(2028)年度)を参酌しつつ、第6次朝霞市総合計画前期基本計画(令和8(2026)年度から令和12(2030)年度)との整合性を図り、本市における教育振興を図るための基本的な計画です。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間です。

(4) 計画の位置付け

第6次朝霞市総合計画 【朝霞市】(令和8年度 ~ 令和12年度) (2026) (2030)

第3章 教育・文化

1 学校教育 2 生涯学習 3 スポーツ・レクリエーション 4 地域文化

第6章 政策を推進するための取組

1 人権・多様性の尊重

参酌

朝霞市教育大綱

【朝霞市・朝霞市教育委員会】

(令和8年度見直し予定:令和8年度 ~ 令和12年度)

(2026) (2030)



第4期教育振興基本計画 【文部科学省】

令和5年度 ~ 令和9年度 (2023) (2027)

参酌

第4期埼玉県教育振興基本計画 「豊かな学びで

未来を拓く埼玉教育」 【埼玉県・埼玉県教育委員会】 令和6年度 ~ 令和10年度 (2024) (2028)

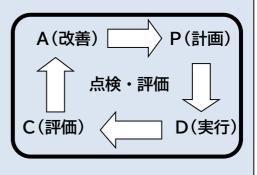
参酌

参酌

第3期朝霞市教育振興基本計画 【朝霞市教育委員会】

整合

令和8年度 ~ 令和12年度 (2026) (2030)



【こども施策】 ・朝霞市こども計画

連携・整合

整合

教育に係る個別計画【朝霞市教育委員会】

- ·朝霞市学校施設長寿命化計画*(令和8年度~令和12年度)
- ・第4次朝霞市生涯学習計画(平成29年度~令和8年度)
- ・第3期朝霞市スポーツ推進計画(令和3年度~令和12年度)
- ・第4次朝霞市立図書館サービス基本計画(令和8年度~令和12年度)
- ・第4次朝霞市子ども読書活動推進計画*(令和8年度~令和12年度)

2 第2期計画の検証

第2期計画では、おおむね5年先を見通した基本理念を「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」として、2つの基本方針、10の基本目標、

101 (再掲含む) の取組を実施してまいりました。

その中で教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、本計画の施策やその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、教育行政施策評価報告書として作成・公表しています。

ここでは、第2期計画の検証として、令和元年度から令和6年度までの実績等の 状況を検証していきます。

計画期間中には、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、各指標 における活動が大きく制約されたことから、主に各指標の実績及び今後の取組 について検証を行います。

基本目標1 朝霞の次代を担う人材の育成 【主担当課:教育指導課】

基本目標1「朝霞の次代を担う人材の育成」の施策は7つです。

各施策での主な取組状況としては、「豊かな心を育む教育の推進」、「人権を尊重した教育の推進」と「体力の向上と学校体育活動の推進」では、道徳教育、人権教育*や体力向上などについて、研究開発学校の指定による研究発表会等を活用し、各学校の授業において実践してまいりました。

「いじめ・不登校対策の推進」では、いじめ*のアンケート調査の実施やいじめ防止月間を設定するなど、一つ一つの事象に対して確実に対応してまいりました。

「生徒指導・教育相談の充実」では、教育相談体制としてスクールカウンセラー*、さわやか相談員*やサポート相談員*を、また、希望する学校には学生サポート*、スチューデントサポーター*を配置し、多様化する相談内容に適切に対応してまいりました。

「健康の保持・増進」では、食に関する指導において家庭との連携を推進し、 充実に努めています。また、新たに第八小学校に自校給食室を整備いたしまし た。

「小学校と幼稚園・保育園の連携の推進」では、毎年度、小学校入学前に幼保小連絡会を行い、必要な支援をつなぐことで小1プロブレム*への対応を実施してまいりました。

□指標名:「規律ある態度」達成状況【総合計画指標】

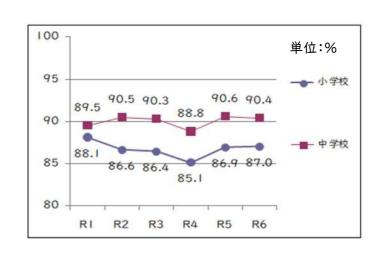
【主担当課:教育指導課】

コロナ禍における教育活動が展開された令和4年度は一旦落ち込みましたが、その後回復しています。「整理整頓」、「あいさつ」、「学習準備」、「話を聞き発表する」の4点について、重点的に取り組む必要があります。

計画策定時(令和元年度)	小学校88.1%、中学校89.5%
目標値(令和7年度)	小・中学校とも全項目の平均達成率が90%
	を上回る

実績(R1~R6)

※県内の全小・中学校を対象 に実施される「規律ある態 度」のアンケート結果にお ける平均達成率



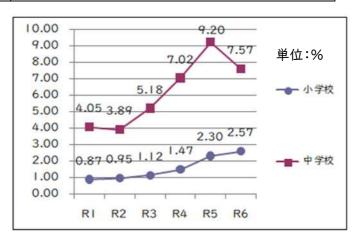
□指標名:不登校児童・生徒の割合 【主担当課:教育指導課】

不登校*は本市における重要課題の一つであり、その背景には様々な要因が複雑に絡み合っています。また、不登校に対する考え方も変容してきており、こどもたちそれぞれの実態に応じ、学びを止めない取組を実施していく必要があります。小学校では、低学年の不登校児童数が増加傾向にあります。

計画策定時(令和元年度)	小学校0.87%、中学校4.05%
目標値(令和7年度)	小学校0.43%、中学校3.85%

実績(R1~R6)

※年度内に30日以上欠席 した児童・生徒の割合(病 気や経済的理由を除く)



□指標名:新体力テスト*総合評価ABCの割合 【主担当課:教育指導課】

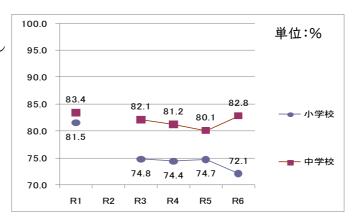
コロナ禍において、密となる環境での運動が制限された影響も考えられます。また、その他にも様々な社会的要因により、身体を動かす習慣が身に付いていない傾向があります。このような課題を解決するため、各校の体育部・体力向上推進委員会を中心に、体育授業の改善やこどもたちの体力向上を図る取組が実施されています。

計画策定時(令和元年度)	小学校81.5%、中学校83.4%
目標値(令和7年度)	小学校85%、中学校85%

実績(R1~R6)

※R2は小・中学校ともに実施なし

※毎年4月~7月の間で実施。総合評価A~EのうちのA~Cに位置する児童生徒の割合



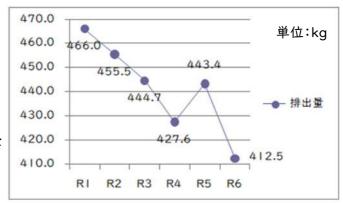
口指標名:給食残菜の排出量 【主担当課:学校給食課】

計画策定時から残菜量は減少し、令和3年度からは目標値を達成しています。今後も残菜が少なくなるような献立作りに努めます。

計画策定時(令和元年度)	466.0kg
目標値(令和7年度)	452kg

実績(R1~R6)

※学校給食センターと自校給食校を 合わせた1日平均の排出量



基本目標2 確かな学力と自立する力の育成 【主担当課:教育指導課】

基本目標2「確かな学力と自立する力の育成」の施策は6つです。

各施策での主な取組状況としては、「確かな学力の育成」では、小学校低学年補助教員*やあさか・スクールサポーター*を配置し、学習形態を少人数指導*等にするなどの工夫をしてまいりました。

「進路指導・キャリア教育*の推進」では、ゲストティーチャーとしての地域 人材の積極的な活用のほか、中学生社会体験チャレンジなど、地域での社会体 験活動やふれあい活動により、社会や職業などへの関心や意欲を高めてまいり ました。

「伝統と文化を尊重し国際性をはぐくむ教育の推進」では、令和2年度から 小学校外国語教育が実施され、小学校英語指導助手*の更なる活用に取り組んで まいりました。

「技術革新に対応する教育の推進」では、校務用パソコンの整備を進め、指導案や教材などのアーカイブ*化を進めています。また、一人一台のタブレット端末を活用した学習の在り方について研究を行ってまいりました。

「主体的に社会の形成に参画する力の育成」では、小学校3年生で「あさかのかんきょう(副読本)」を活用し、地域の環境教育に取り組んでまいりました。総合的な学習の時間などを活用し、車椅子体験などを行い、他人を思いやる心や社会に貢献する態度などを身に付けるよう努めてまいりました。

「共生社会を目指した支援・指導の充実」では、共生社会*の形成に向けたインクルーシブ教育*システムの構築を進めてまいりました。また、障害の重度・重複化及び多様化に対応するため、医療的ケア児への看護師配置や、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員等の配置を計画的に行うとともに、合理的配慮の提供を行うなど、きめ細かい指導を進めてまいりました。

□指標名:学習状況調査の達成状況【総合計画指標】

【主担当課:教育指導課】

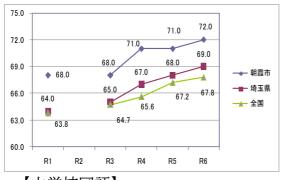
小学校・中学校ともに、全ての教科において、全国・県平均ともに上回りました。特に、R5の中学校英語については、全国平均値を7.4ポイントと大きく上回っています。これは、本市が独自に採用している英語指導助手の、授業における効果的な活用が大きく起因していると考えられます。

計画策定時	小学校 国語68%、算数69%
(令和元年度)	中学校 国語74%、数学63%、英語59%
	全て全国平均値を上回っている
目標値(令和7年度)	全国平均値を上回る

実績(R1~R6)

※R2は実施なし

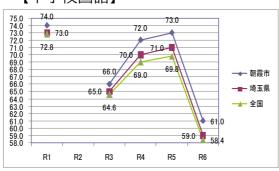
【小学校国語】



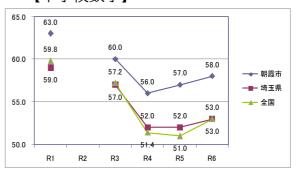
单位:%



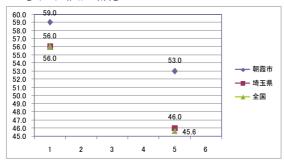
【中学校国語】



【中学校数学】



【中学校英語】



※R3・4・6は未実施

※小学校6年生と中学校3年生を対 象に実施される全国学力・学習状 況調査*における平均正答率

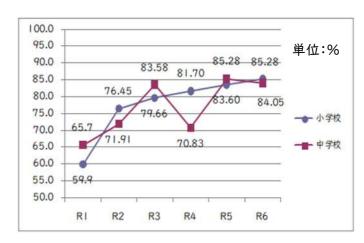
□指標名:授業にICTを活用して指導する能力 【主担当課:教育指導課】

数値が伸び悩んでいるのは、コロナ禍によって国のGIGAスクール構想が前倒しとなり、急速にICT環境整備が進み、授業における教員のICT活用能力を求めたことや長年アナログ方式の教育を経験してきた教員が一定数存在することが原因の一つと考えられます。

現在は、研究発表校における取組を参考に、市内全ての小・中学校において一人一台の端末を効果的に活用した学習が行われています。

計画策定時(令和元年度)	小学校59.9%、中学校65.7%
目標値(令和7年度)	小学校95.0%、中学校95.0%

実績(R1~R6)



※学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業にICTを活用して 指導する能力」の項目で、「できる」または「ややできる」と回答した教職員の割合

基本目標3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

【主担当課:教育指導課】

基本目標3「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」の施策は3つです。 各施策での主な取組状況としては、「教職員の資質・能力の向上」では、教科 等指導員*を配置するとともにあさか教師塾*の開催、経験年数等に応じた各種 研修会や研究開発校の指定などの取組を実施したことにより資質・能力の向上 が図られていると考えています。

「子どもたちの安全・安心の確保」では、緊急地震速報の活用や火災・地震・ 竜巻などの災害の条件を変えた避難訓練など、学校で創意工夫して「自分の身 は自分で守る」という児童生徒の育成に努めてまいりました。

「快適な教育環境の整備充実」では、継続的な施設改修等に加え、全ての小・中学校の屋内運動場にエアコンを設置いたしました。

□指標名:「教科等指導員」を任命した教科等の数(教科)【総合計画指標】

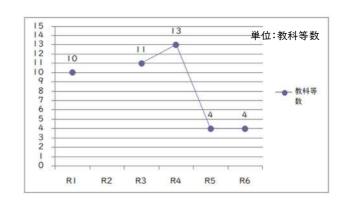
【主担当課:教育指導課】

数値が伸び悩んでいるのは、若手教職員の採用増加に伴い、中堅・ベテラン層の教職員の割合が減少し、経験豊富な教職員の指導力を継承する機会が減少している傾向にあります。また、各教科・領域等に優れた指導力をもつ教職員は、その多くが管理職等となり、教科等指導員の基準から除外されてしまうことが原因と考えられます。今後も、管理職による指導をはじめ、本市教育委員会が行う学校訪問によって、教職員一人一人の指導力向上に取り組んでいく必要があります。

計画策定時(令和元年度)	10教科等
目標値(令和7年度)	15教科等

実績(RI~R6) ※R2 は実施なし

※指導のリーダーとなる知識や 技能を持つ「教科等指導員」 を任命する教科等の数



※教科等:国語、社会、算数・数学、理科、生活科、音楽、図工・美術、技術科、 家庭科、体育・保健、道徳、外国語・外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、 特別支援

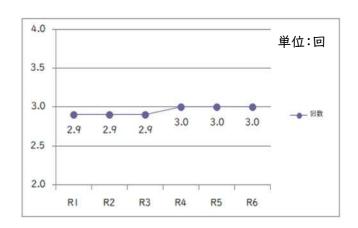
口指標名:避難訓練の1校あたりの実施回数 (主担当課:教育指導課)

地震や火災のほかにも、警察と連携した不審者対応避難訓練や水害を 想定した垂直避難訓練など、いざという時に教職員が判断して動けるよ う、また、こどもたちが自ら考え行動できるよう各校が内容を工夫して 実施しています。

計画策定時(令和元年度)	2.9回
目標値(令和7年度)	3回

実績(R1~R6)

※市内小・中学校の避難訓練の 実施回数



口指標名:屋内運動場のエアコン設置校数 【主担当課:教育総務課】

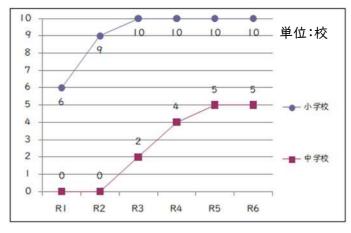
こどもたちの熱中症対策など、教育環境の充実を目的として、平成30年度から各年度3校ずつ整備を実施し、令和5年度までに市内の小中学校15校すべての屋内運動場にエアコンを整備することができました。

今後も、安心・安全な教育環境の整備充実に向けて、施設の適切な維持管理を行うとともに、設備の改修・更新及び学校施設の改修・改築等を計画的に実施する必要があります。

計画策定時(令和元年度)	小学校6校
目標値(令和7年度)	小学校10校、中学校5校

実績(R1~R6)

※屋内運動場にエアコンを設置 している市内小・中学校の数



基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

【主担当課:教育管理課】

基本目標4「学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進」の施策は 1つです。

主な取組状況としては、「コミュニティ・スクール*の設置推進」では、市内全小・中学校に設置された学校運営協議会*などを通じて得られた意見を学校経営・学校運営に反映させながら、体験活動や奉仕活動、防犯活動等を推進することで、地域でこどもを育てようとする意識が醸成されてきています。「学校応援団*の活動の充実」では、特色ある学校づくりにおいて、児童生徒や地域等、各学校の実態を踏まえた上で、専門的な知識や技能を持つ市民を積極的に支援員として活用し、学校・家庭・地域が一体となった活動ができています。

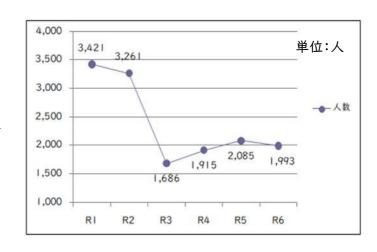
□指標名:学校応援団の活動人数【総合計画】 【主担当課:教育指導課】

令和3年度に一旦落ち込んだのは、コロナ禍において学校に人を呼び込むことができなくなったことが大きな原因として挙げられます。今後は、コミュニティスクールとして学校運営協議会が核となり、地域に開かれた学校づくりを進めることによって、学校教育に携わる地域住民等が増加していくものと考えられます。

計画策定時(令和元年度)	3,421人
目標値(令和7年度)	3,850人

実績(R1~R6)

※市内小・中学校で1年間に活動した学校応援団の総人数



□指標名:学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクール)学校数

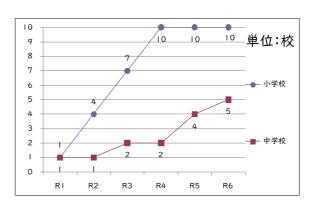
【主担当課:教育管理課】

令和6年度当初に市内全小・中学校に学校運営協議会の設置が終了しました。今後は、地域、保護者、学校が協働した学校づくりを進めていく必要があります。また、各校においては様々な専門分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進める必要があります。

計画策定時(令和元年度)	小学校 1校、中学校1校
目標値(令和7年度)	小学校10校、中学校5校

実績(R1~R6)

※学校運営協議会を設置(コミュニティ・スクール)した小中学校数



基本目標5 生涯学習活動の推進 【主担当課:生涯学習・スポーツ課】

基本目標5「生涯学習活動の推進」の施策は3つです。

各施策での主な取組状況として「生涯学習推進体制の充実」では、各種計画や事業の進捗状況を適切に把握するとともに、全庁的な生涯学習推進体制の充実を図ってまいりました。また、市民の生涯学習活動への積極的な参加を促すために、学習講座を企画、実施する団体に補助金を交付し活動を支援してまいりました。

「学習情報の提供と学習機会の充実」では、誰もが生涯学習に関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ハンドブック「コンパス」の発行を行うとともに、広報あさか、本市ホームページの他、様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図ってまいりました。

「団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用」では、団体や市民等の主体的な学習活動が継続的に行えるよう、情報提供や指導者の紹介を行う他、団体同士が情報の共有や相談できる場を設けるなどのサポートに努め、活動を担うリーダーやサポーターとなる人材を育成してまいりました。

□指標名:事業参加者満足度【総合計画指標】

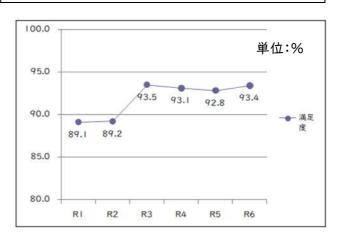
【主担当課:生涯学習・スポーツ課】

令和3年度以降、目標値を達成し、横ばいが続いています。引き続き、 市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場 の充実を図る必要があります。

	·
計画策定時(令和元年度)	89.1%
目標値(令和7年度)	92.0%

実績(R1~R6)

※生涯学習部の各種自主事業 アンケートにおける満足度



基本目標6 学びを支える環境の充実 【主担当課:中央公民館】

基本目標6「学びを支える環境の充実」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「学習活動の支援・充実」では、スポーツ施 設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、快適に利用できる施設運営に努 めてまいりました。総合体育館は、令和2年度までに大規模改修が完了し、空 調設備やエレベーターの整備など、バリアフリー*対応を終えています。武道館 は、令和6年度までに長寿命化*改修工事が完了し、空調設備やエレベーター、 車いす昇降機、バリアフリートイレ、授乳室等の整備を終えています。公民館 では、デジタル化等も含めた多様化する学習ニーズに応じた事業を実施すると ともに、生涯学習の拠点として、地区館の空調設備の改修を順次行い、また、 中央公民館の長寿命化改修工事に向けて令和5年度から令和6年度にかけて設 計業務を行うなど、学びの環境整備に努めてまいりました。図書館では、乳幼 児から高齢者まで誰でも気軽に利用できるよう、令和3年度の大規模改修によ り、バリアフリートイレ、授乳室等を整備したほか、従来の図書資料の充実と ともに電子図書館等によるデジタル化や専門的職員の配置等により、質の高い サービス提供に努めました。博物館では、学芸員等の専門的職員が市の歴史や 文化を研究し、その成果について、デジタルアーカイブ*化を見据えつつ、展示、 講座、講演会で公開するよう努めてまいりました。また、郷土に対する愛着を 深めてもらえるよう、文化財の適切な保存にも努めてまいりました。

「利用しやすい施設の提供」では、社会体育施設の他、学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出し、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めてまいりました。公民館・図書館・博物館の適切な施設管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。

□**指標名:事業参加者数【総合計画指標**】 【主担当課:中央公民館】

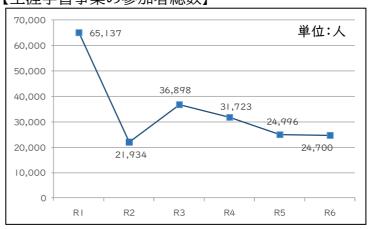
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年度は生涯学習事業の 参加者数は大幅に減少しました。その後、回復はしているものの、コロ ナ禍前の水準には至っていません。

情報ツールや学習方法が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業を実施する必要があります。

計画策定時(令和元年度)	65,137人
目標値(令和7年度)	70,000人

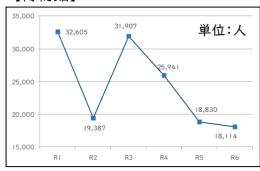
実績(R1~R6)

【生涯学習事業の参加者総数】

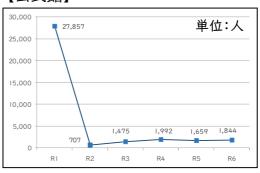


※各施設が行う生涯学習事業の参加者総数

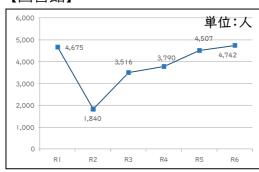
【博物館】



【公民館】



【図書館】



基本目標7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【主担当課:生涯学習・スポーツ課】

基本目標7「スポーツ・レクリエーション活動の推進」の施策は4つです。

各施策での主な取組状況として「推進体制の充実」では、市民の誰もが、いっでも、どこでも気軽にスポーツ・レクレーション活動に取り組めるよう、スポーツ関係団体、学校、大学、民間などの他、庁内の関連部署と連携し、小学生スポーツ教室、市民スポーツ教室、ビームライフル体験教室等を開催し、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいりました。

「活動情報の提供の充実」では、広報あさか「スポーツ・レクリエーション」の情報掲載、朝霞市ホームページ、課公式X等、様々な情報ツールを活用して情報提供の充実を図ってまいりました。

「スポーツ事業の充実」では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業を中止せざるを得ない状況もありましたが、感染症の5類移行に伴い、事業を短縮して市民スポーツ大会を開催するなど、開催方法等を工夫しながら事業継続しましたが、参加者数は、以前の水準には回復しておりません。

「団体、指導者の育成・支援と交流の促進」では、スポーツ指導者の資質向上を図るために県などで開催される研修会等の案内を行い、各団体が自主的でつながりのある活動が行えるよう支援してまいりました。

□指標名:週1回以上スポーツを行っている人の割合【総合計画】

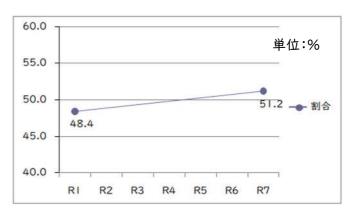
【主担当課:生涯学習・スポーツ課】

目標値は、未達となりましたが、2.8ポイント上がっており、コロナ禍での健康意識の高まりと、自粛生活やリモートワークの普及により、運動不足の解消やメンタルヘルス維持などを目的として、感染リスクを避けるため、3蜜を避けてできるウオーキングなど、健康意識の高い層を中心に運動習慣が定着していったと考えられます。引き続き、スポーツ・レクリエーションの活動情報の提供に努め、きっかけ作りを図ってまいります。

計画策定時(令和元年度)	48.4%
目標値(令和7年度)	57.0%

実績(R1~R6)

※20歳以上の方を対象に実施 したアンケート結果で、週1 回以上スポーツを行っている 人の割合



□指標名:市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数

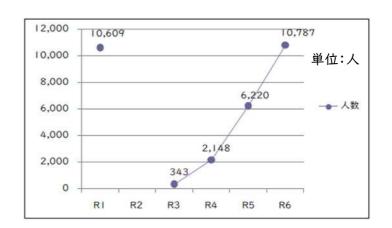
【主担当課:生涯学習・スポーツ課】

数値が一旦落ち込んだのは、新型コロナウイルスの感染拡大を受け 事業が開催されなかったことが原因として挙げられます。その後、市 民スポーツ大会を再開し、参加者数は回復傾向です。

目標達成に向けアンケート調査や朝霞市文化・スポーツ振興公社、 朝霞市スポーツ協会と調整を図りながら、参加しやすい大会や魅力あ る教室を継続して行っていきます。

計画策定時(令和元年度)	10,609人
目標値(令和7年度)	14,400人

実績(R1~R6) ※R2は実施なし



※1年間で、市民体育祭や スポーツ教室などに参加 した人数

基本目標8 利用しやすい施設の提供 【主担当課:生涯学習・スポーツ課】 基本目標8「利用しやすい施設の提供」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「利用しやすい施設の整備」では、スポーツ施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。総合体育館は、令和2年度までに大規模改修が完了し、空調設備やエレベーターの整備など、バリアフリー対応を終えています。武道館は、令和6年度までに長寿命化改修工事が完了し、空調設備やエレベーター、車いす昇降機、バリアフリートイレ、授乳室等の整備を終えています。

「利用しやすい施設の運営」では、社会体育施設の他、学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出し、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めてまいりました。

□指標名:体育施設(14施設)の利用率【総合計画指標】

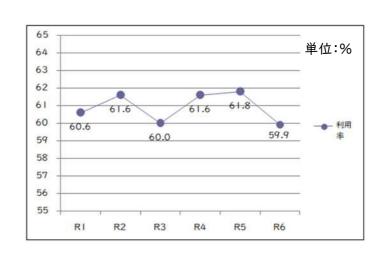
【主担当課:生涯学習・スポーツ課】

令和3年度に一旦落ち込んだのは、総合体育館をコロナ感染症ワクチン接種会場として使用していたため、一般の利用者が使用できない状況であったことが大きな原因として挙げられます。

今後は、スポーツ施設の修繕等を計画的に進めるとともに、誰でも安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインなどに配慮した施設づくりが必要です。

計画策定時(令和元年度)	60.6%
目標値(令和7年度)	62.0%

実績(R1~R6)



※体育施設(14施設)の 利用率

基本目標9 歴史や伝統の保護・活用 【主担当:文化財課】

基本目標9「歴史や伝統の保護・活用」の施策は3つです。

各施策での主な取組状況として「文化財の保護・活用・伝承支援」では、市内の埋蔵文化財や有形文化財に関する調査を行い、その保護や啓発に努めてまいりました。また、国指定重要文化財「旧高橋家住宅*」や県指定重要文化財「柊塚古墳」などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成しました。さらに、郷土芸能に関する広報活動を推進するとともに、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び育成に努めてまいりました。

「地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開」では、専門職である 学芸員有資格者等による地域の専門的な調査研究を行い、その成果をデジタル アーカイブ化を見据えつつ、展示や講座で提供し、市民が基礎から応用まで幅 広く学習できる体制を整えるよう努めてまいりました。また、調査の過程で生 じる様々な関係性を生かし、大学や各研究機関とのつながりを確保し、より専 門性の高い情報へのアクセスを確保できるよう努めてまいりました。また、学 芸員資格にかかわらず、職員の研修に力を入れ、情報発信の質の向上を目指し てまいりました。

「小・中学校等と連携した学習活動」では、各学校が博物館や埋蔵文化財センターを利用しやすいよう、市内小中学校の教諭が委員となっている博物館利用検討委員会の場を活用し、学校と博物館側の情報交換に努めてまいりました。また、地域の歴史を身近に感じることができるよう、埋蔵文化財の各学校への展示を進めてまいりました。この他、学校からの様々な問い合わせに対応できるよう体制の整備にも努めてまいりました。

□**指標名:博物館展示回数【総合計画指標**】 【主担当:文化財課】

事業の実施状況は、コロナ禍以前の状況に戻すべく、可能な限り定員や回数を増やして事業を展開できたことは重要であると考えます。今後も地域的特色について学術的な調査研究を進め、後世に文化・歴史を伝え、守っていくよう努めていきます。

博物館においては、資料のデジタルアーカイブ化を促進することで、 ユニバーサルな視点で市民ニーズに対応するだけではなく、学校教育に 対する支援の充実にもつながるため、引き続き学校との連携に努めます。

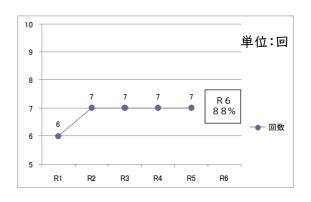
計画策定時(令和元年度)	6回		
目標値(令和7年度)	6回	※R6年度以降変更	70%

実績(R1~R6)

 $\times (R1 \sim R5)$

博物館のテーマ展、企画展、ギャラ リー展の開催回数 (R6~)

博物館・旧高橋家住宅で行う展示・ 事業に対する満足度



基本目標10 芸術文化の振興 【主担当課:生涯学習・スポーツ課】

基本目標10「芸術文化の振興」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「芸術文化の活動の充実支援」では、コロナ 感染症前に戻り、芸術文化展、市民芸能まつり、文化祭を開催してまいりまし た。引き続き、各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しや すい文化事業を開催し、市民の交流の機会を図ります。

「発表と鑑賞の機会の充実支援」では、文化祭の充実や文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の充実を図り、発表内容の多様化に努めてまいりました。今後も市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。また、発表の場でこどもたちの参加が安定している一方、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいます。

□指標名:文化祭入場者数【総合計画指標】

【主担当:生涯学習・スポーツ課】

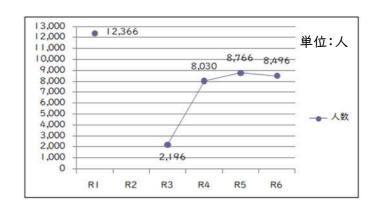
数値が一旦落ち込んだのは新型コロナウイルスの感染拡大を受け事業が開催されなかったことが原因として挙げられます。その後、事業を少しづつ再開しましたが、参加者数の回復は緩やかです。

今後も、こどもから地域の学生、高齢の方、また障害のある方等多くの市民が参加できる事業の開催に努めます。

計画策定時(令和元年度)	12,366人
目標値(令和7年度)	14,500人

実績(R1~R6) ※R2は実施なし

※朝霞市文化祭の入場者数



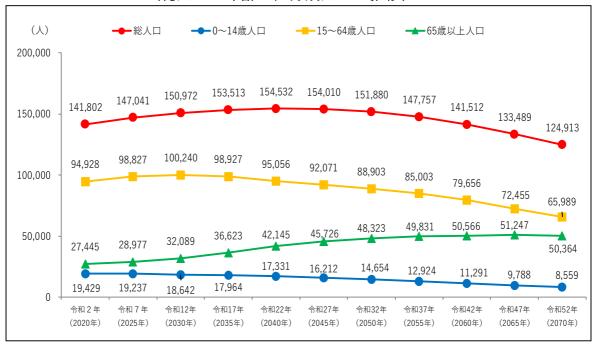
3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

(1) 人口の減少と高齢化の進行

令和6年(2024年)における日本の総人口は、1億2,488万5千人であり、平成28年(2016年)と比較して300万人近い減少となりました。国によれば、日本の総人口は今後も減少傾向で推移し、令和52年(2070年)には8,700万人となるものと推計されています。

本市の総人口は、令和22年(2040年)をピークに減少に転じ、令和52年(2070年)には約12万4,900人となるものと見込まれています。なお、年齢3区分別人口割合では、65歳以上の老年人口は増加傾向にあること、0~14歳の年少人口はゆるやかに減少していくことが見込まれていることから、緩やかに少子高齢化が進展するものと予想されます。

【本市の人口の将来推計】 (総人口と年齢3区分別人口の推移)



※第6次朝霞市総合計画(素案)より

(2) 感染症後の教育環境の変化と大規模災害の増加

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらしました。なかでも、デジタル技術の活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション(DX)が大きく進展しました。

本市においても、DXの推進とGIGAスクール構想による一人一台端末の整備により、授業形態が大きく変わりました。これまでの実践とICTとを最適に組み合わせ、有効に活用することによって「令和の日本型学校教育」を構築し、全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを推進しています。また、不登校や病気療養、障害、あるいは日本語指導など、特別な支援を必要とするこどもたちに対するきめ細やかな支援、さらには一人一人の良さを伸ばすための学びの機会を提供するために、ICTのもつ特性を最大限活用した指導を行っています。

このようにDXは、教育の分野にも大きな変革をもたらし、ICTは学校教育の基盤的なツールとしてこどもの学びを豊かにし、教職員の働き方を効率的なものに変えるなど、様々な課題を解決する大きな可能性を秘めています。

これら技術革新の進展により、今後、ChatGPTなどの生成AI*やロボット等が労働を代替する可能性が指摘されており、雇用形態や労働市場の変化が予想されています。

加えて、グローバル化の進展により、国際競争の激化が予想されます。さらに、国際紛争の発生による世界情勢の不安定化など、複雑で変化が激しく、先の見通しが難しい時代となっており、自ら考え判断し、社会の変化に適切に対応していく力が求められています。

また、近年、台風や豪雨による風水害や震災など、甚大な被害をもたらす大規模自然災害が多数発生しています。

こどもたちが安全・安心に過ごせる場所として、環境の視点を重視しながら対策を図るとともに、地域の避難所として、防災機能の強化にも取り組む必要があります。

(3) こどもをめぐる教育的ニーズの多様化

本市小・中学校の特別支援学級に在籍するこどもは増加傾向にあり、令和7年度(2025年度)は平成30年度(2018年度)の約2.2倍の220人超となり、小・中学校の通常の学級においても、通級による指導*を受けているこどもが増加しています。

さらに、不登校児童生徒が全国的にも増加している中、本市においても増加 の傾向にあり、令和6年度(2024年度)の本市の不登校児童生徒は453 人となっており、令和5年度(2023年度)の441人からやや増加してい ます。

加えて、本市における日本語指導が必要なこども(外国籍・日本国籍含む。)は約30人で、10年前の約4.3倍に相当します。こうした中、平成31年(2019年)に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことや、令和5年(2023年)に特定技能2号の対象分野追加が決まったことなどから、在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予想されます。

その他、ヤングケアラー*や、LGBTQ*のこどもへの支援など、教育をめ ぐるニーズは多様化しており、誰もが分け隔てなく同じ場で共に学ぶインクル ーシブ教育への対応が求められています。

また、令和5年(2023年)4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されたことにより、こどもが持つ権利を尊重し、一人一人の状況に応じた支援が求められています。

(4)教職員を取り巻く状況の変化

我が国の教員の勤務時間はOECD*による調査では、調査参加国の中で最 長であり、教職員のこどもたちへの献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請 を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘され ています。

また、いわゆる超過勤務に相当する時間外在校等時間が、本市の「学校における働き方改革基本方針」の目標である月45時間以内の教職員割合は、令和7年3月では、86.1%、年360時間以内の教職員割合は56.9%となっており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっています。

加えて、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や、教員採用選考試験の受験者数の減少、特別支援学級の増加等による教職員ニーズの高まり等により、教員不足といった課題も生じていることから、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

(5) 社会インフラの老朽化

国民の安全・安心や社会経済活動の基盤となるインフラは、その多くが高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設の老朽化による不具合が懸念されています。

本市においても、学校教育系施設、社会教育系施設及びスポーツ施設の多くは昭和40年代から昭和50年代に建設されており、小中学校全15校のうち築40年以上の施設が5割を占めるなど、老朽化対策は重要な課題となっています。

そのため、学校施設の長寿命化を図って施設整備のコストを総合的に抑制しつつ、安全・安心で持続的な教育環境を確保していくことを目的とした「朝霞市学校施設長寿命化計画」(令和7年度策定予定)に基づき、計画的に改修や改築を進める必要があります。

なお、改築等にあたっては、長期的な人口推移や社会状況の変化などを的確に捉え、求められる機能、既存の利用方法だけにとどまらない施設の複合化や 共有化など様々な観点で検討を進める必要があります。

(6) 地域と家庭の状況の変化

地域人口の減少や高齢化率の上昇でコミュニティの維持が困難となり、人と 人との結びつきが希薄化し、地域での人間関係・信頼関係の構築が難しくなる という指摘があります。

地域社会において、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、地域の活動・行事への参加や、地域の課題解決に向けた提案など、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要です。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭 を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で 家庭教育を支えることが重要です。

(7) 持続可能な社会の実現

世界共通の目標に掲げられる「SDGs」では、豊かさの追求と地球環境の 保護を両立しながら誰一人取り残されず、人間らしく暮らしていくための社会 的基盤を達成することが目標とされています。また、脱炭素社会への取組も世 界的な潮流となっており、本市においても「ゼロカーボンシティ」を表明し、 令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

教育においても、多様な背景や特性、意欲を持つすべての人が、自分らしく 学ぶことができる環境を実現するとともに、学びを社会の持続的な発展に還元 していくことが求められています。

また、長寿化が進展する人生 1 0 0 年時代を見据え、すべての人のウェルビーイング実現のためにも、生涯を通じて学び続けることができる環境づくりが求められており、生涯学習の重要性も一層高まっています。

4 朝霞市の目指す教育の姿

基本理念

豊かな心でともに未来をつくる朝霞の教育

基本方針

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、 よりよい社会を創造するこどもたちをはぐくみます

一人一人が心豊かに、ともに学び、 支え合うまちを目指します

基本目標

学校教育

- (1)持続可能な社会の創り手の育成
- (2)確かな学力と自立する力の育成
- (3)多様なニーズに対応した教育の推進
- (4)質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- (5)学校施設の適切な維持・管理
- (6)学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

生涯学習

- (7) 生涯にわたる学びの推進
- (8)学びを支える環境の充実

スポーツ・レクリエーション

- (9) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (10)利用しやすい施設の提供

地域文化

- (11) 歴史や伝統の保護・活用
- (12)芸術文化の振興

人権・多様性の尊重

(13)人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

1 基本理念

豊かな心でともに未来をつくる朝霞の教育

本市では、「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を第2期計画の 基本理念として教育の振興に取り組んでまいりました。

第2期計画では、変化の激しい社会で自立し、より良く生きるために必要な、知識や技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性などを身につけることに取り組み、「生きる力」を育んでまいりました。

第3期計画を作成するにあたり、教育を取り巻く社会の動向を見ますと、情報化やグローバル化といった社会的状況の変化が、これまで以上に加速的に進むことが予想されます。

今後は、これらの動向を踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でもこどもたちが社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育んでいくことが重要であると考えています。

また、人生をより豊かなものとするためには、生涯にわたっての学習ととも に、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげていくことが大切 であり、地域の特色を生かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重 要であると考えています。

第3期計画では、第2期計画で育んできた「生きる力」を土台としつつ、未 来に向かって生き抜く力を育んでいくために、第3期計画における本市の教育 についての基本理念を

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」とします。

●持続可能な開発目標(SDGs)

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」という理念は、持続可能な開発目標 (SDGs)と深く結びついており、「質の高い教育 (Goal 4)」や「人間らしい暮らしを送る権利 (Goal 10)」、「平和と公正を促進する (Goal 16)」などと密接に関連しています。心豊かな教育によって育まれる思いやりや責任感は、環境保護や資源循環型社会への意識向上につながり、自分たちだけでなく未来の世代も幸せになれる社会づくりへの意欲が育まれます。

また、人間性・多様性・協働の心を育むことでSDGs達成への土台となります。

今後もこの理念を軸として、地域や学校全体で幸福感やつながり、自他共栄の精神を醸成していくことによって、多層的な持続可能な社会づくりへと確実につながっていきます。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、施策を実施していくに当たっては、次の二つの方針を掲げて取り組みます。

■ 学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、よりよい社会を創造する こどもたちをはぐくみます

こどもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育にとどまらず、社会全体の向上を目指すことが必要であると考えています。

こどもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力を持って社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

■ 一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワーク*の構築が必要と考えています。

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

3 基本目標

基本理念及び基本方針を踏まえて、今後5年間に取り組む教育行政の<u>1.3</u>の 基本目標を示します。

【1 学校教育】

(1) 持続可能な社会の創り手の育成

各教科等の学びを基盤とし、様々な情報を活用・統合しながら、課題を発見・解決したり、社会的な価値の創造に結び付けたりしていく資質・能力を育成します。さらに、道徳教育の充実や体験学習・読書活動の推進などにより、こどもたちに豊かな心を育むとともに、いじめや不登校などの課題に取り組みます。また、様々な背景によって学校に行きづらいこどもたちの居場所づくりに努めます。また、健康の保持増進や体力の向上などにより、こどもたちの健やかな体を育成します。

(2)確かな学力と自立する力の育成

こどもたち一人一人の学びを支える個別最適な学びの充実を図るとともに、探究的な学びをとおして思考力・判断力・表現力を育成します。併せて、家庭や地域と連携し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育む取組を推進します。さらに、情報モラル*を含む情報活用能力*を身に付け、情報を正しく選択し、活用できる力を育みます。

(3) 多様なニーズに対応した教育の推進

一人一人の能力や特性、状況に応じた多様な学びの機会を整備するととも に、誰もが自分らしく成長できる教育環境を実現します。また、インクルーシ ブ教育の視点に立った特別支援教育の充実や、外国籍児童生徒への支援など をとおして、包摂的な教育を推進します。

(4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

教職員の資質・能力の向上や安心・安全な施設整備及び効果的な教育活動の ための学習環境整備を推進することで、質の高い教育を支える教育環境の整 備充実を図ります。

(5) 学校施設の適切な維持・管理

学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修や改築を実施するとともに、 学校設備の適切な維持管理を行います。

また、過大規模校やプール指導のあり方など、教育課題に対する施設面での解決策を検討します。

(6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

社会が大きく変化する時代において、こどもたちが豊かで幸せな人生を送るためには、地域全体でこどもたちを育む学校づくりを推進していく必要があります。学校、家庭、地域の住民や各団体、企業等が一体となって、健やかなこどもだちの育成に取り組みます。

【2 生涯学習】

(7) 生涯にわたる学びの推進

人生100年時代をより豊かに過ごすためには、生涯学習活動への積極的な参加と地域におけるネットワークづくりが大切です。市民の学習ニーズに応えた情報提供やICT等を活用した「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学べる環境整備を図り、主体的な学習活動を尊重、支援し、家庭・学校・地域や団体との連携による取組を進め、生涯にわたる学びを推進します。

また、こどもがさまざまな学びに取り組める居場所づくりの充実を図ります。

(8) 学びを支える環境の充実

公民館、図書館、博物館は生涯学習の拠点として、デジタル化への対応を含め、社会的課題に対応した事業を実施します。

また、計画的な施設の改修等を進めるとともに誰でも快適に利用できる施 設の提供を行います。

【3 スポーツ・レクリエーション】

(9) スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるためには、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会が必要となります。このため、スポーツ関係事業の積極的な広報やスポーツ指導者の育成などを推進します。

(10)利用しやすい施設の提供

市内のスポーツ施設の老朽化が進む中、安全・安心な施設整備のために計画的な改修を進め、市民が利用しやすいスポーツ施設の提供を図ります。

【4 地域文化】

(11) 歴史や伝統の保護・活用

地域の歴史や文化財の保護・活用を図ることは、その地域が持つ歴史的特徴を市民が知る、学ぶことにつながり、地域への愛着も深まります。博物館があるという強みを生かし、歴史資料の展示や学校と連携した歴史学習を進め、文化・伝統を未来に伝えていきます。

(12) 芸術文化の振興

芸術文化は、人々の心に安らぎや感動をもたらし、人生を豊かにするとともに新たな創造や交流を生み出す力を持っています。市民が多様な芸術文化に親しむことができるよう、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることで、芸術文化の振興を推進します。

【5 人権・多様性の尊重】

(13)人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

こどもたちが教育活動全体を通して、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚*を育成できる教育活動を行います。関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるため、学習機会の提供、人権感覚を高められる啓発事業の充実に努め、人権尊重意識の高揚を図ります。

第2章 施策の展開

- ●施策の体系
- ●基本目標 I
- ●基本目標 2
- ●基本目標 3
- ●基本目標 4
- ●基本目標 5
- ●基本目標 6
- ●基本目標 7
- ●基本目標 8
- ●基本目標 9
- ●基本目標10
- ●基本目標 | |
- ●基本目標12
- ●基本目標13



朝霞市キャラクター「ぽぽたん」

施策の体系

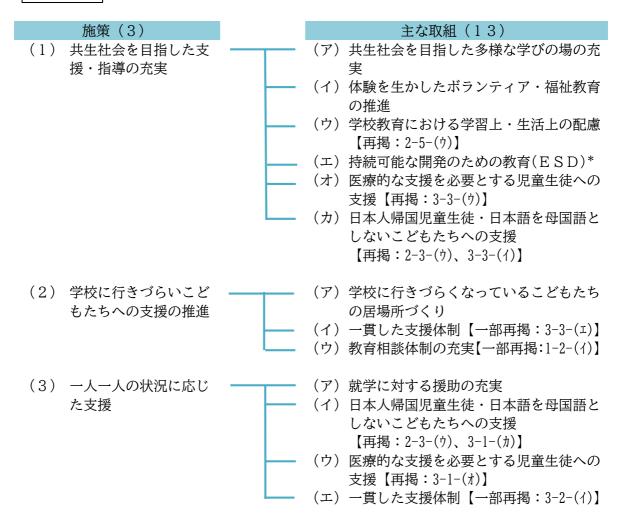
学校教育

基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成

	施策(5)	主な取組(22)
(1)	豊かな心を育む教育の 推進	(ア) 道徳教育の充実 (イ) 社会の一員として活躍できる力の育成 (ウ) 体験活動などの推進 (エ) 読書活動の推進【再掲:2-1-(オ)】
(2)	いじめ・不登校対策の 推進	(ア) いじめ防止対策の推進 (イ) 教育相談体制の充実【一部再掲:3-2-(ウ)】 (ウ) 不登校児童生徒への支援 (エ) 家庭・地域・関係機関との連携 (オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実 【再掲:1-3-(オ)】
(3)	こどもの意見反映を推 進するとともに人権を 尊重した教育の充実	 (ア)こどもたちの意見を反映した教育活動 (イ)学校教育における人権教育の推進 (ウ)関係各課と連携した人権活動の推進 (エ)児童虐待防止教育の推進 (オ)様々な人権課題に対応した教育の充実 【再掲:1-2-(オ)】 (カ)教職員等による児童生徒への性暴力等根 絶の取組
(4)	体力の向上と学校体育 活動の推進	(ア) こどもの体力の向上 (イ) 学校体育の充実 (ウ) 持続可能な部活動の運営
(5)	健康の保持・増進	(ア)健康教育の充実(イ)学校保健活動の充実(ウ)食に関する指導、食育の推進(エ)児童生徒の健康の保持増進

	施策(5)	主な取組(18)
(1)	個別最適な学びと協 働的な学びの一体的充 実	(ア)全てのこどもたちを確実に伸ばす教育の実践(イ)指導方法の工夫改善(ウ)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(エ)小・中学校9年間の一貫した教育の推進(オ)読書活動の推進【再掲:1-1-(エ)】
(2)	キャリア教育と職業教育*の推進	(ア) 進路指導の充実 (イ) キャリア教育の推進
(3)	伝統と文化を尊重し国 際性を育む教育の推進	(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進 (イ) 英語をはじめとした外国語教育の推進 (ウ) 日本人帰国児童生徒*・日本語を母国語 としないこどもたちへの支援 【再掲:3-1-(カ)、3-3-(イ)】
(4)	教育DXの推進	(ア) ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成(イ) 情報活用能力の育成(ウ) 校務支援システムによる教育現場の業務改革(エ) デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実
(5)	特別支援教育の推進	 (ア) 的確な実態把握 (イ) 教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施 (ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲:3-1-(ウ)】 (エ) 家庭や地域への理解の推進

基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進



基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

	施策(6)		主な取組(15)
(1)	教職員の資質・能力の 向上		(ア)教職員研修と調査研究の充実 (イ)指導技術の共有の推進 (ウ)こどもの権利を大切にする教育
(2)	学校の組織・運営の改 善		(ア) 学校における働き方改革の推進 (イ) 教職員の健康の保持増進
(3)	こどもの安全・安心の 確保		(ア) 安全教育の推進 (イ) 地域ぐるみの学校安全体制*の構築 【再掲:6-3-(イ)】
(4)	小中一貫教育の推進		(ア) 指導の系統性を意識した学習指導(イ) 関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催(ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進
(5)	適切な教育環境の設定		(ア)教材、図書等の整備推進 (イ)快適なネットワークの整備
(6)	安全・安心で持続可能 な学校給食の提供	\top	(ア) 学校給食費の適正な運用(イ) 学校給食センターの適切な運営(ウ) 給食施設・設備の維持管理

基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

	施策(4)	主な取組(6)
(1)	学校施設・設備の適切 な維持管理	(ア) 学校施設・設備の適切な維持管理 (イ) 省エネルギー対策の推進
(2)	長寿命化を見据えた学 校施設の改修等の実施	(ア)学校施設の改修を計画的に実施 (イ)バリアフリーへの対応
(3)	目標使用年数を迎える 学校施設の改築の実施	(ア) 学校施設長寿命化計画に基づく改築の実 施
(4)	教育課題に対する施設 面での解決策の検討	(ア)教育課題に対する施設面での解決策の検 討

基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

施策(4) 主な取組(11) (1) 地域と一体となったコ (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画 ミュニティ・スクール の促進 (イ) 地域とともにある学校づくりの推進 の推進 (ウ) 学校評価の効果的な活用 (2) 生涯スポーツ・文化活 (ア) 学校と地域との連携・協働による地域ク 動を支える地域クラブ ラブ活動への転換 (イ) 外部指導員、専門スタッフ等、地域人材 活動の体制整備 の配置の検討 (ウ)活動時間や休養日の適正化 (3) 貴重な地域人材の教育 (ア) 学校応援団等と連携・協働した学びの充 活動への積極的参画 (イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築 【再掲:4-3-(イ)】 (ウ) 青少年健全活動の推進 (4) 学校・家庭・地域の教 (ア) 家庭教育の充実の支援 育力向上のための支援 (イ) 学校施設の開放

生涯学習

基本目標7 生涯にわたる学びの推進

施策(4)		主な取組(8)
(1) 生涯学習推進体制の充 実	(<i>P</i>)	生涯学習推進体制の充実
(2) 学習情報の提供と学習 機会の充実	— (1)	生涯学習情報の提供の充実 ICT化による生涯学習環境の充実 多様な学びの場の充実
(3) 豊かな地域文化活動に 向けた団体、学習グル ープの支援とリーダー の育成・活用	(1)	団体、学習グループへの支援の充実 地域における文化芸術の機会を提供する 人材の活用 学習相談の充実
(4) 放課後のこどもの居場 所づくり	(ア)	こどもたちの居場所づくりの推進

第2章 施策の展開

基本目標8 学びを支える環境の充実

施策 (2)	主な取組(2)
(1) 学習活動の支援・充実	(ア) 公民館・図書館・博物館の充実
(2) 利用しやすい施設の提 供	 (ア) 公民館・図書館・博物館の整備推進

スポーツ・レクリエーション

基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策(4)	主な取組(5)
(1) 推進体制の充実	(ア) 地域全体での推進体制の整備
(2) 活動情報の提供の充実	(ア) スポーツ活動情報の提供の充実
(3) スポーツ事業の充実	(ア) スポーツ行事の充実
(4) 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援	(ア)スポーツ団体への支援の充実(イ)地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用

基本目標10 利用しやすい施設の提供

施策(2)	主な取組(2)
(1) 利用しやすい施設の整 備	(ア) スポーツ施設の整備推進
(2) 利用しやすい施設の運 営	(ア) スポーツ施設の利用促進

教育の推進

地域文化

基本目標11 歴史や伝統の保護・活用

施策(3)	主な取組(4)
(1) 文化財の保護・活用・ 伝承支援	(ア)文化財の保護・活用 (イ)郷土芸能の保護・活用・伝承支援
(2) 地域資料の専門的調査 研究とその成果の展 示・公開	(ア) 地域資料の専門的調査研究とその成果の 展示・公開
(3) 小・中学校等と連携し ―――― た学習活動	(ア)小・中学校等と連携した伝統と文化を尊 重する学習活動の推進
基本目標12 芸術文化の振興	
施策(2) (1) 芸術文化の活動の充実 支援	主な取組(4) (ア)芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向けた学習の支援 (イ)芸術文化活動の充実支援
(2) 発表と鑑賞の機会の充 実支援	(ア)発表と鑑賞の機会の充実支援 (イ)芸術作品の展示事業の実施
人権・多様性の尊重	
基本目標13 人権教育・啓発活動・	問題解決に向けた支援
施策 (2) (1) 学校教育における人権 教育の推進	主な取組(3) (ア)教育活動全体を通した取組の推進 (イ)多様な人権課題に対応した教育

(2) 社会教育における人権 ---- (ア)人権教育研修会・講演会・講座の開催

学校教育















目指す姿

こどもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続可能な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成

現状と課題

こどもたちの豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援 や教育活動を行っています。

こどもたちが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識を しっかり育むことが大切です。

また、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

施策

- 1 豊かな心を育む教育の推進
- 2 いじめ・不登校対策の推進
- 3 こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実
- 4 体力の向上と学校体育活動の推進
- 5 健康の保持・増進

写真・イラスト等

施 策 1

豊かな心を育む教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 答えが一つではない道徳的な課題にこどもたちが向き合い、考え、議論 する態度を育みます。
- (イ) こどもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立心を育むほか、周 囲と協力して取り組むなど、好ましい人間関係を醸成します。
- (ウ) こどもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々 な体験活動を推進します。
- (エ)知識を広め、心を豊かにするため、「朝霞市子ども読書活動推進計画」や 「埼玉県子ども読書活動推進計画*」に基づき、こどもの読書活動を推進 します。

■主な取組

(ア) 道徳教育の充実

●「特別の教科 道徳」において、発達段階に応じ、 学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の取組を 推進するとともに、「彩の国の道徳*」の活用を図り ます。

- ●道徳教育推進教師*を中心としながら、校内指導体制の充実を図ります。
 - (イ) 社会の一員として活躍できる力の育成
- ●「埼玉県学力・学習状況調査*」の質問紙調査結果を本人・保護者と学校が共有することにより、社会の一員として守らなければならないきまりや行動を身に付け、時と場に応じて自ら考えて行動し、責任ある態度をとり、多様な他者と協働できるこどもたちを育みます。
 - (ウ) 体験活動などの推進
- ●学校ファーム*や朝霞市中学生社会体験チャレンジ事業*などの様々な体験活動を推進します。
 - (エ) 読書活動の推進【再掲:2-1-(オ)】
- ●学校における朝読書の充実などを通じ、こどもたちの読書活動を推進します。

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

施 策 2

いじめ・不登校対策の推進

■施策の方向性

- (ア) いじめは全てのこどもたちに関係する問題であり、どのこどもでも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識の下、「いじめ防止対策推進法*」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などに基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- (イ) 多様化する家庭環境にあるこどもたちの悩みや課題に寄り添う教育相談 活動を行い、きめ細かな支援や指導を行います。
- (ウ) 不登校児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。
- (エ) 家庭・地域及び関係機関とつながり合い、こどもたちを取り巻く環境に 働きかけることで、こどもの問題行動の早期解決に努めます。
- (オ)様々な人権課題に対応した教育を推進します。

■主な取組

(ア) いじめ防止対策の推進

- ●いじめの防止・解消に向けた積極的な認知と早期対応により、早期解消を目 指します。
- ●「いじめに関する保護者アンケート」、「心と生活アンケート」や「いじめ防止月間」などを通じて、人権感覚の育成及びいじめ防止に努めます。
 - (イ)教育相談体制の充実【一部再掲:3-2-(ウ)】
- ●スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- ●朝霞市子ども相談室*、さわやか相談室*の活動の充実を図り、学校との連携 の推進に取り組みます。
 - (ウ) 不登校児童生徒への支援
- ●こどもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実 を図ります。
- ●個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- ●小・中学校の連携を推進し、不登校の未然防止やこどもたち一人一人の状況 に応じた支援を行います。
- ●教室に行くことだけをゴールとせずに、教室以外の居場所づくりとして SSR*(スペシャルサポートルーム:校内教育支援センター)の設置を進め ます。
 - (エ) 家庭・地域・関係機関との連携
- ●こどもたちの問題行動を未然に防止するためのネットワークを形成し、問題 解決に努めます。

【基本目標 1 持続可能な社会の創り手の育成】

(オ)様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲:1-3-(オ)】

- ●男女平等の視点に立った教育の他、性的マイノリティ*や障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権問題に対応した教育の充実を図ります。
- ●いじめを始めとした人権問題について、こどもたちが主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、こどもたちの豊かな人権感覚を育みます。

施 策 3

こどもの意見反映を推進するとともに 人権を尊重した教育の充実

■施策の方向性

- (ア)「子どもの権利条約*」の趣旨に則った教育を推進します。また、こども たちの思いや考えを問い、教育活動における取組の検討材料とします。
- (イ) こどもたちが各学校において、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護 に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育 活動を行います。
- (ウ) 他課と協力し、学校・家庭・地域が連携して人権意識*の高揚を図ります。
- (エ)関係機関とのネットワークを強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に 努めます。
- (オ)様々な人権課題に対応した教育を推進します。
- (カ) 教職員等による性暴力等を根絶する取組を行います。

■主な取組

(ア)こどもたちの意見を反映した教育活動

- ●学校の教育活動においては、こどもたちの思いや考えを尊重し、より良い取 組となるよう意見を問います。
- ●教職員が「こどもは権利の主体である」という認識のもとに、成長の過程で 必要な配慮や支援を行いながら、こどもの人権を尊重した教育活動を展開し ていきます。

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

(イ) 学校教育における人権教育の推進

- ●各学校において人権教育の全体計画・年間指導計画に基づき、積極的な人権 教育を推進します。
- ●人権教育主任研修会を中心に人権意識の高揚を図る授業研究を実施します。
- ●豊かな人権感覚を育てるために、参加・体験型の学習を充実します。
- ●人権教育総合推進地域事業*としての活動を市内全域に広げ、人権教育の一層 の充実を図ります。

(ウ) 関係各課と連携した人権活動の推進

- ●生涯学習における人権教育と連携し、学校・家庭・地域が一体となった人権 教育を推進します。
- ●人権作文*、人権標語*の作成や人権の花運動*を推進し、学校・家庭・地域が 一体となり、人権意識の高揚を図ります。

(エ) 児童虐待防止教育の推進

●児童虐待からこどもたちを守るため、教職員の研修を充実し、家庭や福祉等、 関係機関と相互に連携した体制を強化し、児童虐待防止の取組を推進します。

(オ)様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲:1-2-(オ)】

- ●男女平等の視点に立った教育の他、性的マイノリティや障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権問題に対応した教育の充実を図ります。
- ●いじめを始めとした人権問題について、こどもたちが主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、こどもたちの豊かな人権感覚を育みます。

(カ) 教職員等による児童生徒への性暴力等根絶の取組

- ●「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づい た取組を実施し、教職員等による児童生徒への性暴力等を未然に防止します。
- ●教育委員会の附属機関である「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」が、教育委員会や学校に対して指導・助言を行うアドバイザー的な役割を担うとともに、教職員事故防止に関する校内研修の充実を図ります。

写真・イラスト等

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

施 策 4

体力の向上と学校体育活動の推進

■施策の方向性

- (ア) 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるために、学校で の授業や体育的行事などにより、こどもたちに運動習慣を身に付けるた めの教育活動を行います。
- (イ) 体育に関する研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- (ウ) 部活動の地域展開に向けた取組を推進し、地域とともに持続可能な運営 体制を整えます。

■主な取組

(ア) こどもの体力の向上

●体育テストの結果を毎年度継続して本人・保護者・ 学校が共有し、活用することにより、こどもたちー 人一人の成長や体力を確実に伸ばす教育に取り組 みます。

写真・イラスト等

●体力向上委員会を中心とした組織的な取組により、 市全体の体力を調査・分析し、体力推進事業に取り 組みます。

(イ) 学校体育の充実

- ●学校体育における事故防止や安全な授業を実践するための研修等を実施し、 教職員の資質向上を図ります。
 - (ウ) 持続可能な部活動の運営
- ●こどもたちを中心に据え、平日は学校で教職員が指導にあたるとともに、休業日の活動については地域展開していけるよう、市の関係各課やスポーツ団体等と連携しながら、互いに持続可能な体制の整備を進めます。
- ●部活動指導に関わる教職員や外部指導員の指導力向上のため、研修を実施します。
- ●専門性を生かした指導の充実のため、外部指導者の活用を進めます。
- ●こどもたちのバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。

施 策 5

健康の保持・増進

■施策の方向性

- (ア) 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るため、自らの健康を 適切に管理し、改善していく能力を身に付けられるよう健康教育を推進 します。
- (イ) 関係機関とともに、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充 実します。
- (ウ) 食事についての正しい知識や望ましい食習慣をこどもたちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- (エ) 児童生徒の健康のため、健康診断や学校環境衛生の管理を実施します。

■主な取組

(ア)健康教育の充実

- ●学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの生活習慣をこどもたちが規則 正しく身に付けるための取組を進めます。
- ●妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、こどもの心と 体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓発を進めます。
- ●薬物乱用防止教室*などに保護者の参加を促し、麻薬、大麻、危険ドラッグ等 の乱用薬物の恐ろしさを十分理解させるための取組を行います。

(イ) 学校保健活動の充実

- ●保健主事を中心とした学校保健委員会を中心に家庭や地域の専門機関等と連携して地域や学校に合わせた保健教育・保健管理の充実に取り組みます。
 - (ウ) 食に関する指導、食育の推進
- ●発達段階に応じた食に関する知識と食習慣を指導し、正しい食習慣を実践できるこどもたちを育成するとともに、保護者等への積極的な啓発活動を行います。
- ●栄養教諭や学校栄養職員による「食に関する指導」 を全校で実施します。
- ●アレルギー疾患のあるこどもの学校生活を安全・安心なものとするために、保護者と学校で正しい知識に基づいた除去食等による学校給食のアレルギー対応の充実に努めます。

写真・イラスト等

(エ) 児童生徒の健康の保持増進

- ●児童生徒の健康診断を実施し、健康の保持増進を図ります。
- ●飲料水の水質検査や教室の空気検査等を実施し、学校環境衛生の管理を徹底 します。

現状と課題

全てのこどもたちが確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本 型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNS*をはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とするこどもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

施策

- 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 2 キャリア教育と職業教育の推進
- 3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
- 4 教育DXの推進
- 5 特別支援教育の推進

写真・イラスト等

施 策 1

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

■施策の方向性

- (ア) こどもたちの基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを活用 する力と学習意欲・態度を把握し、ICTを日常的に取り入れ、全ての こどもたちを確実に伸ばす学習指導を進めます。
- (イ) 個に応じた指導を実現するため、指導方法などの工夫・改善を進めます。
- (ウ) こどもたちが自ら問いを立て、主体的に学び、思考力・判断力・表現力等を育む授業を推進します。また、教育課程を見直し、探究的な学びを取り入れた学習活動を、総合的な学習の時間や様々な教科等に位置づけます。
- (エ)小・中学校9年間の一貫した教育を推進します。
- (オ)知識を広め、心を豊かにする「朝霞市子ども読書活動推進計画」や「埼 玉県子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動を推進しま す。

■主な取組

- (ア) 全てのこどもたちを確実に伸ばす教育の実践
- ●埼玉県学力・学習状況調査の結果を毎年度連続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、全てのこどもたちの成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。
- ●タブレット端末やA I 搭載型オンラインドリル*を日常的に取り入れ、個別最適な学びを充実させます。
- I C T 活用能力に併せ、豊かな将来につながる日常の言語能力として「聞く・話す・読む・書く」力を育成します。
- ●学力の経年変化を的確に把握することにより、指導方法の改善につなげます。

(イ) 指導方法の工夫改善

- ●研修会や指導資料などを充実させ、各学校において指導内容・指導方法の工 夫・改善をします。
- ●あさか・スクールサポーター、低学年補助教員や小学校の理科支援員*を活用し、きめ細かな支援を充実させて、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを育成します。
- ●きめ細かな指導を実施するため、少人数指導等の個に応じた指導を進めます。

(ウ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ●こどもたちが自ら問いを設定し、見通しをもって主体的に学びに参加し、こ どもたち同士や教職員、外部講師等と意見を交わすとともに、お互いの関わ りの中で考えを統合して、自ら学びを深める授業を推進します。
- ●探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、 よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成 します。
 - (エ)小・中学校9年間の一貫した教育の推進
- ●小・中学校9年間にわたる学びと育ちの連続性を重視した教育を展開するこ とで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。
 - (オ)読書活動の推進【再掲:1-1-(エ)】
- |●学校における朝読書の充実などを通じ、こどもたちの読書活動を推進します。

施 策 2 キャリア教育と職業教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 中学生が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼 される進路指導を推進します。
- (イ) 学校において、家庭や地域、企業と連携して、発達段階に応じた体系的・ 系統的なキャリア教育を推進します。

■主な取組

- (ア) 進路指導の充実
- ●学校へ提供する進路指導情報を充実します。
- ●進路指導主事会を充実します。
 - (イ)キャリア教育の推進
- ●こどもたちが明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力 を身に付けられるよう、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育 を推進します。
- ●将来働くことについて、意欲や関心がもてるように、学校・地域・企業が一 体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- ●社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、こど もたちの勤労観・職業観を育成します。
- ●埼玉県の作成するキャリアパスポート「わたしの志ノート」を有効活用し、 キャリア発達を継続的に記録・蓄積していきます。

施 策 3

伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 伝統・文化を尊重し、我が国と郷土朝霞を愛する態度を養います。
- (イ) 国際化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- (ウ)帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへ の学びを支援します。

■主な取組

- (ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進
- ●地域の教育資源の活用とともに、博物館と学校とが連携して取り組む博学連携*事業等を通じて、我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。
- ●総合的な学習の時間をはじめとする、各教科等の指導計画においては、伝統 文化を継承・発展させるための教育活動を積極的に位置づけます。
 - (イ) 英語をはじめとした外国語教育の推進
- ●こどもたちのコミュニケーション能力を高める外国語教育などを推進するため、教職員研修や児童生徒参加型のプログラムを充実します。
- ●小学校英語指導助手により、小学校の外国語教育を推進し、中学校の英語授業へのスムーズな接続を図ります。
- ●中学校英語指導助手により、中学校の外国語教育を推進します。
 - (ウ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援

【再掲:3-1-(カ)、3-3-(イ)】

●帰国児童生徒や日本語を母国語としないこどもたちなどが、学校生活へ円滑に適応できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要なこどもたちに対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。

写真・イラスト等

施 策 4

教育DXの推進

■施策の方向性

- (ア) コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報活用能力を育成します。
- (イ) あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使い こなすことができるよう、こどもたちの情報活用能力などを高めるため の取組を推進します。
- (ウ) フルクラウド・ゼロトラストによる統合型校務支援システムを活用し、 データを安全かつ迅速に処理し、学校教育全体のDX化を図ります。
- (エ) デジタル学習基盤を活用し、こどもたち一人一人に応じた豊かな学びを 充実させます。

■主な取組

(ア) ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成

- ●こどもたちが自ら課題を見つけ、主体的に学びに参加し、こどもたち同士や 教職員が相互に意見を交わし、お互いの関わりの中で考えを統合して、学び を深める授業や、一人一人の能力・適性に応じた個別最適な学びに、タブレ ット端末を日常的に活用し、予測不可能な社会で生きていくために必要な資 質・能力を育みます。
- ●プログラミングや、どのようにICTを活用するべきかを考えさせる教育を 支援します。
- I C T機器や必要な情報収集能力を基に、自らの学びを調整することのできる、「自立した学習者」を育成します。

(イ)情報活用能力の育成

- ●情報とその手段を目的に応じて主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、情報端末などを活用した学習活動を充実するとともに、情報モラルや情報セキュリティ*の適切な指導を行います。
- ●全ての教職員が、タブレット端末を活用した実践的な指導ができるよう、また、教職員間の活用技能に係る差を解消できるよう、指導力向上のための研修を充実します。

(ウ) 校務支援システムによる教育現場の業務改革

- ●これまでの業務体制を見直し、ペーパーレス化とデータ処理に係る改革を推進 します。
- ●公簿や文書管理について、セキュリティや効率の面から業務を支援します。

(エ) デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実

- ●タブレット端末やA I 搭載型オンラインドリルの活用により、多様なこどもたちの個別最適な学びを実現するとともに、こどもたちが自らの学習を主体的に調整できるよう、支援します。
- ●デジタルデータを活用し、教師がこどもたちの学習状況を把握することにより、誰一人取り残されない学びを保障する取組を推進します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

施 策 5

特別支援教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 特別な支援を必要とするこどもたちの教育的ニーズを把握していきます。
- (イ)特別支援教育を一層充実していけるよう、教職員の資質向上に努めます。
- (ウ) 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。
- (エ)特別支援教育に関して、家庭や地域に正しい理解が得られるよう、広く 啓発を行います。

■主な取組

(ア)的確な実態把握

- ●各学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター*を核として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた全校的な支援体制を確立し、発達障害*を含むこどもたちの実態把握や支援方策の検討を行います。
- ●各校における支援体制を基盤として、支援対象となるこどもたちの保護者と の連携を深め、個々の教育的ニーズを把握します。
- ●実態に応じて、医療機関や福祉機関との連携を図り、個別の教育支援計画を 策定していきます。
- ●障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業(園)時にあたっては、きめ細かな 就学相談を実施するほか、学校(園)間で引継ぎを丁寧に行います。

(イ)教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施

- ●教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、各学校における校内 研修で取り扱うほか、特別支援学校のセンター的機能により、専門性の高い 教員を招聘した指導方法研修などを推進します。
- ●教職員を対象とした、国や県の実施する特別支援教育に関する研修への参加 を推進します。
- ●埼玉県教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)の周知を行い、教職員の 積極的な参加を呼びかけます。

(ウ)学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲:3-1-(ウ)】

- ●ユニバーサルデザイン等を取り入れ、障害のあるこどもと障害のないこどもが支障なく円滑に学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していきます。
- ●特別支援教育に携わる支援員を配置し、障害のあるこどもの学習上・生活上の支援を行っていきます。また、活用の際には、校内における活用の方針について十分検討し、共通理解のもとに進めていきます。

(エ) 家庭や地域への理解の推進

●「朝霞市就学相談オリエンテーション資料」や「朝霞市子ども相談室パンフレット」、県の発行する「サポート手帳(こどもの発達に関して気がかりなことのある保護者のうち希望者に配布)」など、特別支援教育に関わる情報をホームページや広報あさか、各種便り等で発信していきます。

基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

現状と課題

特別な支援を必要とするこどもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、こどもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくこと が求められています。

施策

- 1 共生社会を目指した支援・指導の充実
- 2 学校に行きづらいこどもたちへの支援の推進
- 3 一人一人の状況に応じた支援

写真・イラスト等

施 策 1

共生社会を目指した支援・指導の充実

■施策の方向性

- (ア) ノーマライゼーション*の理念に基づき、共生社会を目指した多様な学び の場を充実させるとともに、教職員の専門性の向上を図ることでインク ルーシブ教育を推進します。
- (イ)発達段階に応じたボランティア体験活動や福祉体験活動を実施すること で、こどもたちに他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範及び社 会に貢献しようとする態度を身に付けさせ、豊かな人間性や社会性の基 礎を育成します。
- (ウ) 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。
- (エ) 持続可能な開発のための教育(ESD)に係る取組を推進します。
- (オ) 医療的なケアを必要とする児童生徒の健やかな成長を図るとともに、適切な支援を講じていきます。
- (カ)帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへ の学びを支援します。

■主な取組

- (ア) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実
- ●各学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた全校的な支援体制を確立し、発達障害を含むこどもたちの実態把握や支援方策の検討を行います。
- ●各校における支援体制を基盤として、支援対象となるこどもの保護者との連携を深め、個々の教育的ニーズを把握します。
- ●教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、各学校における校内 研修で取り扱うほか、特別支援学校のセンター的機能により、専門性の高い 教員を招聘した指導方法研修などを推進します。
- ●小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意するため、発達障害を含む障害のあるこどもたちの学習環境の整備に取り組みます。
- ●ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のあるこどもが、通常学級のクラスに入り、ともに学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。
- ●自己の性自認に悩む児童生徒の心情等に配慮した、きめ細かい対応を進めます。

【基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進】

(イ) 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進

- ●こどもたちの実態を把握し、発達段階に配慮するとともに、教職員の共通理解の下、組織的・計画的にボランティア体験・福祉体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進を目指します。
- ●地域や学校の実態に応じて、指導方法や指導内容を工夫するとともに、家庭や地域の人々及び社会福祉施設等の理解や協力を得ながら、連携してボランティア・福祉活動を実施します。
 - (ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲:2-5-(ウ)】
- ●ユニバーサルデザイン等を取り入れ、障害のあるこどもと障害のないこどもが支障なく円滑に学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していきます。
- ●特別支援教育に携わる支援員を配置し、障害のあるこどもの学習上・生活上の支援を行っていきます。また、活用の際には、校内における活用の方針について十分検討し、共通理解のもとに進めていきます。
 - (エ) 持続可能な開発のための教育(ESD)
- ●地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を 起こすことができる担い手を育むため、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。
 - (オ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲:3-3-(ウ)】
- ●就学相談を通して、医療的な支援を必要とするこどもの状況を丁寧に把握するとともに、就学支援委員会において審議し、専門家の意見をもとに望ましい教育形態を検討します。
- ●朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会においては、関係機関で情報共有し、支援体制や支援の在り方に関して検討をします。
 - (カ)日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援 【再掲:2-3-(ウ)、3-3-(イ)】
- ●帰国児童生徒や日本語を母国語としないこどもたちなどが、学校生活へ円滑 に適応できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が 必要なこどもたちに対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。

写真・イラスト等

施 策 2

学校に行きづらいこどもたちへの支援の推進

■施策の方向性

- (ア)様々な背景によって、学校に行きづらくなっているこどもたちに対し、 学校の内外における居場所づくりを推進していきます。
- (イ)学校だけでは対応が困難なケースに関しては、地域や福祉機関、医療機 関などと積極的に連携し、課題の解決を図ります。
- (ウ) こどもたちの困り感に寄り添い、丁寧に聞き取りを行いながら適切な相 談機関につなげます。

■主な取組

- (ア) 学校に行きづらくなっているこどもたちの居場所づくり
- ●様々な理由によって学校に行きづらくなり、登校できない状態が続いている こどもたちに対し、教室に行くことだけをゴールとせずに相談対応や学びを 提供できる居場所づくりとしてSSR (スペシャルサポートルーム:校内教 育支援センター)の設置を推進します。
- ●特別支援学級や特別支援学校への教育形態の変更や転学のほか、フリースクール等への繋がりなども視野に入れ、こどもたち一人一人の教育的ニーズに柔軟に応える体制をつくっていきます。
 - (イ) 一貫した支援体制【一部再掲:3-3-(エ)】
- ●困難な状況にあるこどもの将来を見通し、就学及び卒業後も含めて、教育・福祉・保健・医療が一体となって、こどもや保護者に対して継続した教育的 支援が行えるよう、取り組みます。
 - (ウ)教育相談体制の充実【一部再掲:1-2-(イ)】
- ●スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- ●朝霞市子ども相談室、さわやか相談室など、相談室における支援体制の充実 を図るとともに、こどもたちへの周知を徹底します。併せて、対面での相談 を躊躇する場合には、電話やメール相談も可能であることの周知を図ります。

施 策 3 一人一人の状況に応じた支援

■施策の方向性

- (ア)経済的な理由等により、就学が困難な児童生徒の保護者や生徒・学生の ための援助を充実します。
- (イ)帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへ の教育を支援します。
- (ウ) 医療的ケア児をはじめとする、生命の維持や健康維持に関する支援を必 要とする児童生徒への支援体制の整備を進めます。
- (エ) ヤングケアラーや家庭の事情等により、年齢や成長度合いに見合わない 重い負担を負っているこどもを支援します。

■主な取組

- (ア) 就学に対する援助の充実
- ●経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級に通学する児童生徒の保護者 に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。
- ●高校、大学等に入学を希望する学生及び生徒の保護者に対して入学準備金を 貸し付けます。
- ●高校、大学等に通う生徒、学生に対して奨学金を貸し付けます。
 - (イ)日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援 【再掲:2-3-(0)、3-1-(0)】
- ●帰国児童生徒や日本語を母国語としないこどもたちなどが、学校生活へ円滑 に適応できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が 必要なこどもたちに対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。
 - (ウ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲:3-1-(オ)】
- ●就学相談を通して、医療的な支援を必要とするこどもの状況を丁寧に把握す るとともに、就学支援委員会において審議し、専門家の意見をもとに望まし い教育形態を検討します。
- ●朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会においては、関係機関で情報共有し、支 援体制や支援の在り方に関して検討をします。
 - (エ) 一貫した支援体制【一部再掲:3-2-(イ)】
- ●困難な状況にあるこどもの将来を見通し、就学及び卒業後も含めて、教育・ 福祉・保健・医療が一体となって、こどもや保護者に対して継続した教育的 支援が行えるよう、取り組みます。
- ●朝霞市子ども相談室、さわやか相談室など、相談室における支援体制の充実 を図るとともに、こどもたちへの周知を徹底します。併せて対面での相談を 躊躇する場合には、電話やメール相談も可能であることの周知を図ります。

基本目標4 質の高い学校教育を 推進するための環境の充実

現状と課題

変化の激しい社会をたくましく生きるこどもを育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、こどもたちのニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

こどもたちの健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供 していく必要があります。

施策

- 1 教職員の資質・能力の向上
- 2 学校の組織・運営の改善
- 3 こどもの安全・安心の確保
- 4 小中一貫教育の推進
- 5 適切な教育環境の設定
- 6 安全・安心で持続可能な学校給食の提供

写真・イラスト等

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施 策 1

教職員の資質・能力の向上

■施策の方向性

- (ア) 様々な研修等やICTを活用した授業改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- (イ)教育に関する研修資料等の共有化により、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- (ウ)教職員がこどもたち一人一人を尊重し、「子どもの権利条約」の趣旨を取り入れた教育活動を推進します。

■主な取組

- (ア)教職員研修と調査研究の充実
- ●授業力の向上などを目指し、教育研究奨励費受給者研修会を実施し、専門教 科とともに資質の向上を図ります。
- ●教科等指導員を指定し、指導主事とともに教科等の指導を行うことで指導の 充実を図るとともに、教科等指導員自身が自らの指導方法、指導技術の一層 の向上を図ります。
- ●研究開発学校を指定し、学校課題に応じた研修を実施することで、特色ある学校づくりを推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- ●様々な主任会、あさか教師塾などの研修を充実し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

(イ) 指導技術の共有の推進

- ●教育に関する研究成果や実践例、様々なデータのアーカイブ化を進め、教育 活動の工夫・改善に生かします。
 - (ウ) こどもの権利を大切にする教育
- ●教職員が「子どもの権利条約」の趣旨や内容を適切に理解した上で教育活動 に望むことができるよう、定期的にこどもの権利についての研修や周知を図 ります。
- ●こどもたちの声を丁寧に聴き取り、寄りそい、こどもたちの意見表明を尊重 するとともに、上から一方的に決めつけたり判断したりすることのない教育 活動を推進します。

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施 策 2

学校の組織・運営の改善

■施策の方向性

- (ア) 学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図ります。
- (イ)教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組 を進めます。

■主な取組

- (ア) 学校における働き方改革の推進
- ●教職員の抱える業務内容や業務量の継続的見直しに加え、午後8時施錠の徹底 及び柔軟な働き方としてのテレワーク*の活用により働き方改革を進めます。
- ●「朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会」において、業務の精選や見直し、 創意工夫による事務負担の軽減、好事例の共有等を行います。
- ●学校業務アシスタントの活用により教職員の負担軽減に努めます。
 - (イ) 教職員の健康の保持増進
- ●健康診断や健康相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどを実施し、 教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。

施 策 3

こどもの安全・安心の確保

■施策の方向性

- (ア) こどもに危険を予測し、回避する能力を身に付けさせます。
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

■主な取組

(ア) 安全教育の推進

- ●こどもたちが自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けて主体的に行動で きるように、様々な状況や災害を設定した非難訓練を計画的に実施します。
- ●必要に応じて、警察署や消防署と連携した訓練を実施します。
- ●交通安全教室や自転車運転実技試験などを実施し、安全に生活することを意識できる児童生徒を育成します。
- ●児童生徒の安全を確保するため各学校において危機管理マニュアルや防災マニュアルを検証・改善するとともに、それらを適格に活用できるよう教職員研修を充実します。

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 】

(イ)地域ぐるみの学校安全体制の構築【再掲:6-3-(イ)】

- ●交通指導員により、登下校時におけるこどもたちの安全を確保するとともに、 こどもたちの交通安全に対する意識を醸成します。
- ●防犯や交通安全について、家庭への普及啓発活動を行うとともに、地域安全マップの作成・活用、スクールガードリーダー*の配置、学校安全ボランティア等の活動の充実等により、地域ぐるみの学校安全体制を構築します。
- ●避難所開設訓練に教職員やこどもたちが参加し、発災時の学校施設設備の活用等について知るとともに、地域対応班や自治会関係者、消防団等との連携を深めます。

写真・イラスト等

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施 策 4

小中一貫教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 指導内容の系統性を生かした指導の充実
- (イ) 小・中学校教職員による合同研修会の実施
- (ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

■主な取組

- (ア) 指導の系統性を意識した学習指導
- ●指導内容の系統性や重点、つまづきやすい単元を意識して、9か年を貫いた 教育課程の作成を検討していきます。
- ●小学校及び中学校の教職員が指導方法について共通理解し、工夫改善を図ります。
 - (イ) 関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催
- ●小学校及び中学校の教職員が、互いの授業を参観し合い、互いの授業の進め 方や指導方法の違いを理解し、指導力の向上に努める。
- ●生徒指導や学習指導のほか、家庭・地域との連携において情報交換するとと もに、課題を共有し、ともに解決にあたる仕組みづくりを進めます。
 - (ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進
- ●朝霞市幼児教育振興協議会*を設置し、幼児教育と小学校教育との連携の充実を図ります。
- ●幼稚園教職員や保育士、小学校教職員との相互交流や合同研修会を行うことを通して、「幼児期の遊びから学びへの転換について」、「他者との関わりから学ぶ学習環境の整備について」、「実態に応じた架け橋プログラムの作成について」等、様々な情報を共有・協議し、小学校への円滑な接続を図ります。 【出典】「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」(文科省)

写真・イラスト等

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施 策 5

適切な教育環境の設定

■施策の方向性

- (ア) 充実した教育環境で学習ができるよう、教材や図書等の整備を図ります。
- (イ) I C T 機器を活用した学習が快適に実施できるよう、通信ネットワーク を整備します。

■主な取組

- (ア) 教材、図書等の整備推進
- ●探究的な学びの材料となるよう、教材や学校図書の充実を図ります。
 - (イ) 快適なネットワークの整備
- ●タブレット端末を活用した学習が滞りなく行われるよう、校内ネットワーク の整備を進めていきます。

写真・イラスト等

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施 策 6

安全・安心で持続可能な学校給食の提供

■施策の方向性

- (ア) 保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の 維持に努めます。
- (イ) 学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの 適切な運営を検討します。
- (ウ) 老朽化していく学校給食センターの施設・設備及び自校給食室の設備の 適切な維持管理・更新を行っていきます。

■主な取組

- (ア) 学校給食費の適正な運用
- ●保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安定した給食の提供に取り組むとともに、食材費等の変動に合わせて、適時適切に見直しを行います。
- ●公平・公正な学校給食費の徴収のため、滞納額の縮減に取り組みます。
 - (イ) 学校給食センターの適切な運営
- ●正規調理員が減少していく中、給食センターの運営に必要な調理員の人数等 の状況を把握し、会計年度任用職員等の人員の確保に努めます。
- ●調理員の人数等に応じて、給食センターの運営を検討し、調理及び洗浄業務 の委託化も含めた将来的な運営方法について検討を行います。
 - (ウ) 給食施設・設備の維持管理
- ●学校給食センター及び自校給食室の施設・設備の状態を把握し、適切な維持 管理及び改修・更新を進めます。なお、新たな自校給食室の設置は、学校施 設の改築に合わせて検討します。

写真・イラスト等

基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

現状と課題

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設および設備を適切に維持管理 するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画 的に実施する必要があります。

過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施 設面での対応策を検討していく必要があります。

施策

- 1 学校施設・設備の適切な維持管理
- 2 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施
- 3 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施
- 4 教育課題に対する施設面での解決策の検討

写真・イラスト等

【基本目標5 学校施設の適切な維持・管理】

施 策 1

学校施設・設備の適切な維持管理

■施策の方向性

- (ア) 安全・安心で快適な教育環境を整備するため、学校施設・設備の維持管理を計画的に実施します。
- (イ)近年の温暖化への対策として、こどもたちが快適な環境で学校生活を送ることができるよう省エネルギー対策を進めます。

■主な取組

- (ア) 学校施設・設備の適切な維持管理
- ●学校施設の部分的な改修や空調設備・受水槽・プール設備などの電気・機械 設備の保守点検、法定検査、設備の更新などを計画的に実施します。
- ●維持管理上必要な清掃業務や保守管理を行うとともに、学校運営に必要な施 設整備や土地借上げを行います。
- ●不審者の侵入等に対応できるよう、防犯カメラや警備システム等の適切な維持管理を行います。

(イ) 省エネルギー対策の推進

- ●設備機器の更新や改修の際には、高効率型の空調設備や LED 照明器具の導入 などによる環境負荷の軽減、ランニングコストの縮減、メンテナンスの容易 さなど様々な観点での機器選定を実施します。
- ●天井断熱材の敷設や日射遮蔽塗料の塗布などにより、こどもの学校生活環境 を整えるとともに省エネルギー対策を進めます。

施 策 2

長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施

■施策の方向性

- (ア) こどもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修を実施します。
- (イ) だれもが利用しやすいように、長寿命化改修に併せてバリアフリーへの 対応を進めます。

- (ア) 学校施設の改修を計画的に実施
- ●学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改修を計画的に実施します。

【基本目標5 学校施設の適切な維持・管理】

(イ) バリアフリーへの対応

●長寿命化改修の実施にあたり、誰もが使いやすいバリアフリートイレの整備 や段差解消などのバリアフリーに対応した整備を行います。

施 策 3

目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施

■施策の方向性

(ア) こどもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計 画に基づき、計画的に改築を実施します。

■主な取組

- (ア) 学校施設長寿命化計画に基づく改築の実施
- ●学校施設長寿命化計画に基づき、目標使用年数(80年)を迎える学校について、改築の着手時期や対象校舎、児童生徒数の見込みに基づく学校規模、また目指す教育の実現に必要な施設の形態などを総合的に検討します。

施 策 4

教育課題に対する施設面での解決策の検討

■施策の方向性

(ア) 本市の教育課題に対して、施設面での解決策を検討します。

- (ア)教育課題に対する施設面での解決策の検討
- ●過大規模校、不登校対策、プール指導の在り方(民間委託・共有化など)など教育課題に対して、施設面での解決策を検討します。
- ●今後、中学校で実施される少人数学級による教室不足に対応するため、特別教室や会議室等の転用を検討します。
- ●施設更新時には、新しい時代の教育に対応できる施設を検討します。

基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の 推進による地域の教育力の向上

現状と課題

各学校に学校運営協議会が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協議のうえ、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級*に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域展開については、国のガイドラインを基に、関係各課と連携を 図りつつ体制を構築していくことが求められています。

施策

- 1 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進
- 2 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備
- 3 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画
- 4 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

施 策 1

地域と一体となった

コミュニティ・スクールの推進

■施策の方向性

- (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (イ) 学校運営協議会の充実により、地域とともにある学校づくりを推進しま す。
- (ウ) 学校評価を効果的に活用します。

■主な取組

- (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画の促進
- ●各小・中学校における学校運営協議会において、学校運営や生徒指導の状況 等について地域住民や保護者等が熟議によって学校運営に参画できるよう努 めます。
 - (イ) 地域とともにある学校づくりの推進
- ●学校運営協議会委員研修会の継続的な開催により、各小・中学校における学 校運営協議会の充実を図ります。
- ●地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えていく社会を実現するため、 学校運営協議会を核として地域とともにある学校づくりに努めます。
 - (ウ) 学校評価の効果的な活用
- ●各小・中学校において、学校運営や教育活動の自律的・継続的な改善に役立 てるため、学校評価の効果的な活用を図ります。

施 策 2

生涯スポーツ・文化活動を支える 地域クラブ活動の体制整備

■施策の方向性

- (ア) 学校と地域との連携・協働により、地域クラブ活動への転換に向けた取 組を推進します。
- (イ) 部活動の地域展開に向け、外部指導員、専門スタッフ等、部活動の運営 に携わる地域人材を配置し、持続可能な運営体制を整えます。
- (ウ) 生徒の生活や成長への配慮から、活動時間や休養日の適正化に努めます。

第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

■主な取組

(ア) 学校と地域との連携・協働による地域クラブ活動への転換

- ●こどもたちを中心に据え、平日は学校で教職員が指導にあたるとともに、休業日の活動については地域展開していけるよう、地域クラブ活動に向けた整備を進めます。
- ●こどもたちが生涯にわたって多様な活動ができるよう取り組みます。
- ●こどもたちの願いや地域の実情に応じ、複数校による合同での活動など、様々な形の環境整備を進めます。
 - (イ) 外部指導員、専門スタッフ等、地域人材の配置の検討
- ●指導者の不足等への対応や専門性を生かした指導の充実に向け、外部指導員、 専門スタッフ等、教職員以外の地域人材の配置について、市の関係各課やスポーツ団体等と連携しながら取り組みます。
 - (ウ) 活動時間や休養日の適正化
- ●こどもたちのバランスのとれた生活や成長に配慮するため、活動時間や休養 日の適正化に努めます。

施 策 3

貴重な地域人材の教育活動への積極的参画

■施策の方向性

- (ア) 幅広い市民等の参画の下、産学官民連携を図り、こどもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- (ウ) 地域でこどもを育てる意識の醸成のため、地域でふれあい推進事業を実施することや青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体等が一体となった取組を推進します。

- (ア) 学校応援団等と連携・協働した学びの充実
- ●学校応援団の活動を通じて、各学校における学習・体験活動、安全・安心の確保、環境整備等のボランティアとして保護者や市民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となってこどもたちに豊かな心と人間性を育む人づくりに努めます。
- ●地域の企業や各種団体のほか、関係機関・庁内各課と連携・協働し、社会で 役立つ生きた学びを推進する取組を、学校教育に取り入れていきます。

第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

(イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築【再掲:4-3-(イ)】

- ●交通指導員により、登下校時におけるこどもたちの安全を確保するとともに、 こどもたちの交通安全に対する意識を醸成します。
- ●防犯や交通安全について、家庭への普及啓発活動を行うとともに、地域安全マップの作成・活用、スクールガードリーダーの配置、学校安全ボランティア等の活動の充実等により、地域ぐるみの学校安全体制を構築します。
- ●避難所開設訓練に教職員やこどもたちが参加し、発災時の学校施設設備の活用等について知るとともに、地域対応班や自治会関係者、消防団等との連携を深めます。

(ウ) 青少年健全活動の推進

- ●成人の日記念式典やふれあい推進事業など、青少年健全育成の各種事業の充 実に努めます。
- ●学校、家庭、地域、保護者代表連絡会(旧PTA連合会)等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。

施 策 4

学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

■施策の方向性

- (ア)家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。
- (イ) 学校施設等を地域に開放します。

■主な取組

(ア) 家庭教育の充実の支援

●家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級等への保護者などの積極的な 参加を支援するとともに、地域や専門家等から、学習する機会を得ながら、 家庭教育の充実に努めます。

(イ)学校施設の開放

●学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出すことで、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めます。

生涯学習









目指す姿

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いっても」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

基本目標7 生涯にわたる学びの推進

現状と課題

デジタル化が進展する社会において、ICT等を活用した効果的な生涯学習が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

こどもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、 学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

平日の放課後や長期休業期間中にこどもが安心して様々な学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

施策

- 1 生涯学習推進体制の充実
- 2 学習情報の提供と学習機会の充実
- 3 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用
- 4 放課後のこどもの居場所づくり

写真・イラスト等

【基本目標7 生涯にわたる学びの推進】

施 策 1

生涯学習推進体制の充実

■施策の方向性

(ア) 各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習体制 の充実を図ります。また、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を 学びの好循環として、つながる生涯学習の実現に努めます。

■主な取組

- (ア) 生涯学習推進体制の充実
- ●各種計画や事業の進捗状況を適切に把握し、生涯学習推進体制の充実を図ります。また、市民の生涯学習活動への積極的な参加(人づくり)を促し、地域における学びのネットワークづくり(つながりづくり)を支援します。
- ●親子間交流や多世代交流は、こどもにとって情操教育にプラスになるだけではなく、若い子育て世代が地域のつながりの中で充実した生活が送ることができます。また、高齢の方が自ら有する知識や経験を社会に還元しつつ、より良い社会をつくる主役として生きがいのある生活を送れるよう、地域の中における交流機会や役割の創設(地域づくり)に努めます。

施 策 2

学習情報の提供と学習機会の充実

■施策の方向性

- (ア) 市民の学習ニーズに応えた情報をSNSなど、様々な媒体を活用し発信 することで、生涯学習を身近に感じ、生涯学習活動に取り組むきっかけ へとつながるよう情報提供の充実を図ります。
- (イ) 時間や場所にとらわれず、ICT等を活用した活動の場の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習環境の整備を進めます。
- (ウ) 障害のある人も障害のない人も共に学び、生きる共生社会の実現を目指 し、主体的な学びの機会の充実を図ります。

- (ア) 生涯学習情報の提供の充実
- ●誰もが生涯学習に関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ガイドブックの発行を行うとともに、広報あさか、朝霞市ホームページ及び生涯学習・スポーツ課公式Xの他、様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図っていきます。

【基本目標7 生涯にわたる学びの推進】

(イ) ICT化による生涯学習環境の充実

●講演会や各種講座等を配信するなど、I C T 等の活用の充実を図り、多様な学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備します。

(ウ)多様な学びの場の充実

●関係各課と連携し、発表の場や研修等、障害のある人と障害のない人が共に学 び、交流する学びの場づくりの充実を図ります。

施 策 3

豊かな地域文化活動に向けた団体、 学習グループの支援とリーダーの育成・活用

■施策の方向性

- (ア) 市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の 中心となるリーダーの人材育成を進めていきます。
- (イ) 学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。
- (ウ) 公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習 プログラムづくりを進め、相談体制の充実を推進していきます。

- (ア)団体、学習グループへの支援の充実
- ●市民や学習団体の学んだ成果の発表や学びあう機会の提供に努め、主体的な学習活動が継続的に行えるよう支援します。
- ●地域の多様な課題に取り組む団体や市民を新たな担い手として活用するなど、 学習の中心となるリーダーの育成・活用を図ります。
 - (イ) 地域における文化芸術の機会を提供する人材の活用
- ●こどもたちが継続して文化芸術に親しむことができる機会を確保するため、文 化団体等の人材の活用を図ります。
 - (ウ) 学習相談の充実
- ●生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、生涯学習・スポーツ課を始め、 公民館、図書館、博物館など生涯学習関連施設等との連携を図り、学習相談体 制の強化を図ります。

【基本目標7 生涯にわたる学びの推進】

施 策 4

放課後のこどもの居場所づくり

■施策の方向性

(ア) こどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して、 勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流に取り組める居場所づく りの充実を図ります。

■主な取組

(ア) こどもたちの居場所づくりの推進

- ●小学校の余裕教室等を活用し、放課後や長期休業期間等のこどもたちの安全・ 安心な居場所の確保に努め、拡充を図ります。
- ●地域住民や民間団体などと協力・連携しながら、勉強やスポーツ・文化活動等、 多彩な体験や活動が可能な居場所づくりを推進します。

写真・イラスト等

基本目標8 学びを支える環境の充実

現状と課題

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を 行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運 営を行っていく必要があります。

施策

- 1 学習活動の支援・充実
- 2 利用しやすい施設の提供

写真・イラスト等

写真・イラスト等

施 策 1

学習活動の支援・充実

■施策の方向性

(ア) 市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館および博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、学校などとも連携しながら多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業(講座・講演会)を実施します。

誰もが気軽に利用でき、生涯学習の拠点となるよう司書や学芸員などの 専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサ ービスの提供に努めます。

■主な取組

(ア)公民館・図書館・博物館の充実

- ●公民館は、生涯学習活動の拠点として有効に利用されるよう、利用者ニーズの 把握に努めるとともに、デジタル化への対応など時宜に沿った講座の実施を通 じて生涯学習の推進に努めます。
- ●図書館は、利用者ニーズの把握に努めるとともに、乳幼児から高齢者まで誰でも気軽に利用できるよう、従来の図書資料の充実とともに電子図書館等によるデジタル化や専門的職員の配置等により、質の高いサービス提供に努めます。
- ●博物館は、学芸員など専門的職員が市の歴史や文化を研究し、その成果について、デジタル化に対応しつつ、展示や講座などで公開していきます。また、郷土に対する愛着を深めてもらえるよう、文化財の適切な保存・活用に努めます。
- ●公民館まつり、図書館まつり等への市民参加促進により、市民が活動の成果を 発表する機会の多様化、発表内容の充実、支援に努めます。

施 策 2

利用しやすい施設の提供

■施策の方向性

(ア) 市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

■主な取組

- (ア)公民館・図書館・博物館の整備推進
- ●公民館・図書館・博物館の適切な施設管理と計画的な修繕や改修を進め、誰 もが快適に利用できる施設運営に努めます。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

スポーツ・レクリエーション













目指す姿

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市 民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目 指します。

基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民が スポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な 広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

こどもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、 学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

施策

- 1 推進体制の充実
- 2 活動情報の提供の充実
- 3 スポーツ事業の充実
- 4 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

写真・イラスト等

【基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進】

施 策 1

推進体制の充実

■施策の方向性

(ア) 市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション 活動に取り組むことができるよう、スポーツ関係団体や大学、学校といった教育機関、民間企業などと連携し、健康で豊かな生活ができるよう スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

■主な取組

(ア) 地域全体での推進体制の整備

- ●多くの市民に対しスポーツの機会を提供するため、市民スポーツ大会やロード レース大会等のイベントを開催します。
- ●スポーツ協会等の団体に補助金を交付し、運営をサポートするとともに、各種 競技団体と連携して市民総合スポーツ大会などの事業を行います。
- ●各種競技大会などに参加する選手に対し、出場経費の一部を補助することにより、市民・団体のスポーツ活動を支援し、スポーツの振興を図ります。
- ●多くの市民がレクリエーションに触れられるよう、レクリエーション協会と連携し、レクリエーションの集いの開催を支援するとともに各種事業を推進していきます。
- ●市民スポーツ大会などの行事に大学や民間企業と連携し、トップアスリートと 触れ合える機会を創出することにより、市民スポーツの推進を図ります。

施 策 2

活動情報の提供の充実

■施策の方向性

(ア) 広報紙、ホームページのほか、SNSなど多様な伝達手段を活用した分かりやすい情報発信に努めます。

■主な取組

(ア) スポーツ活動情報の提供の充実

●誰もがスポーツ・レクリエーションに関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ガイドブックの発行を行うとともに、広報あさか、朝霞市ホームページの他、生涯学習・スポーツ課公式Xなど様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図っていきます。

【基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進】

施 策 3

スポーツ事業の充実

■施策の方向性

(ア)スポーツ団体、スポーツ施設利用者等、スポーツする方の声を参考とし、 多くの市民がスポーツに親しむ機会となるよう、スポーツ事業の充実を 図ります。

■主な取組

(ア) スポーツ行事の充実

●一人でも多くの市民がスポーツに親しむ機会が増えるよう、利用者などの声や 事業参加者へのアンケート等を参考に、各スポーツ施設を管理・運営する指定 管理者やスポーツ協会所属の各種競技団体と連携し、市民スポーツ大会や市民 スポーツ教室などの各種事業を実施します。

施 策 4

豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、 指導者の育成・支援

■施策の方向性

- (ア) あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、学校・地域および関係団体と連携して活動の指導者の育成、支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。
- (イ) 学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。

- (ア) スポーツ団体への支援の充実
- ●スポーツ指導者の資質向上を図るため、研修会や講習会等への参加の機会を提供するとともに、各団体が自主的でつながりのある活動が行えるよう支援します。
 - (イ) 地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用
- ●こどもたちが地域でスポーツに継続して楽しむことができる機会を確保する ため、スポーツ団体等の人材の活用を図ります。

基本目標 10 利用しやすい施設の提供

現状と課題

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

施策

- 1 利用しやすい施設の整備
- 2 利用しやすい施設の運営

写真・イラスト等

写真・イラスト等

施 策 1

利用しやすい施設の整備

■施策の方向性

(ア) スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバー サルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。

■主な取組

(ア)スポーツ施設の整備推進

●快適で安全な利用環境を提供するため、定期的なメンテナンスとともに、必要に応じた改修及び修繕を行います。また、朝霞市建物系公共施設マネジメント 実施計画に基づき、老朽化への対応やバリアフリー化などに努めます。

施 策 2

利用しやすい施設の運営

■施策の方向性

(ア) スポーツ施設の管理運営については、予約管理システムの適切な運用と 利用者の声を反映した施設運営を行うとともに、管理体制の効率化や計 画的な維持管理に努めます。

- (ア)スポーツ施設の利用促進
- ●市民が健康で豊かにいつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を提供し、各スポーツ施設を管理・運営する指定管理者と連携した運営に努めます。
- ●スポーツ施設の予約がいつでも可能な予約管理システムを適切に運用すると ともにキャッシュレス決済*を導入し、利用者の更なる利便性を図ります。

地域文化





目指す姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

基本目標 11 歴史や伝統の保護・活用

現状と課題

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が 歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を 深めていくことが必要です。

学校との密接な連携により、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

施策

- 1 文化財の保護・活用・伝承支援
- 2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
- 3 小・中学校等と連携した学習活動

写真・イラスト等

施 策 1

文化財の保護・活用・伝承支援

■施策の方向性

- (ア) 重要文化財旧高橋家住宅をはじめ、市内に残されているさまざまな文化 財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。
- (イ) 根岸野謡、溝沼獅子舞などの伝統芸能については、その伝承が絶えることがないよう、様々な支援を行っていきます。

■主な取組

- (ア) 文化財の保護・活用
- ●市内の埋蔵文化財や有形文化財に関する調査を行い、その保護・PR*に努めます。また、国指定重要文化財「旧高橋家住宅」や県指定文化財「柊塚古墳」などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成します。
 - (イ)郷土芸能の保護・活用・伝承支援
- ●郷土芸能に関する広報活動を促進するとともに、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び育成に努めます。

施 策 2 地域

地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

■施策の方向性

(ア) 市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について専門的、科学的に研究を行い、その成果について、デジタルアーカイブ化を見据えつつ、展示や講座で提供していきます。また、調査成果を刊行物にし、継続的に研究成果が使用できるように努めていきます。

- (ア) 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
- ●専門職である学芸員有資格者等による地域の専門的な調査研究を行い、その成果を展示や講座で提供し、市民が基礎から応用まで幅広く学習できる体制を整えます。また、調査の過程で生じるさまざまな関係性を生かし、大学や各研究機関とのつながりを確保し、より専門性の高い情報へのアクセスを確保できるよう努めます。学芸員資格にかかわらず、職員の研修に力を入れ、情報発信の質の向上を目指します。

【基本目標11 歴史や伝統の保護・活用】

施

策 3 小・中学校等と連携した学習活動

■施策の方向性

(ア)小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館を利用するなど、学 校教育の中の様々な場面で博物館や埋蔵文化財センターを利用してもら うことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習することができるよう、 博物館と学校教育の連携を図っていきます。

■主な取組

- (ア) 小・中学校等と連携した伝統と文化を尊重する学習活動の推進
- ●各学校が博物館や埋蔵文化財センターを利用しやすいよう、博物館利用検討委 員会の場を活用し、学校と両施設の情報交換に努めるとともに、地域の歴史を 身近に感じることができるよう、埋蔵文化財の各学校への展示を進めます。 また、博物館と学校が連携して取り組む博学連携事業等を通じて、我が国や郷 土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。

写真・イラスト等

基本目標 12 芸術文化の振興

現状と課題

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

施策

- 1 芸術文化の活動の充実支援
- 2 発表と鑑賞の機会の充実支援

写真・イラスト等

写真・イラスト等

【基本目標12 芸術文化の振興】

施 策 1 芸術文化の活動の充実支援

■施策の方向性

- (ア) 各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しやすい文化 事業を開催します。
- (イ) 芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通 して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

■主な取組

- (ア) 芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向けた学習の支援
- ●市民の連帯感や郷土愛の醸成、まちに対する誇りを感じられるよう、芸術・文化に関するイベントや、地域固有の歴史や文化を学び・感じることのできるイベントを実施し、市民が誇れる地域文化を積極的に発信し、より豊かな文化の創造に努めます。
 - (イ) 芸術文化活動の充実支援
- ●各団体や市民が行う自主的な芸術文化活動を通して豊かで暮らしやすいまちづくりとともに、芸術文化の継承に必要な若い世代の担い手を育成し、誰もが活躍できる場の支援に努めます。

施 策 2 発表と鑑賞の機会の充実支援

■施策の方向性

- (ア) 文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢者、また障害者等全ての方が参加できる文化事業を開催します。
- (イ)市民作家や芸術団体、芸術支援団体等と協働し、市民が気軽に芸術に触れる機会となる芸術作品の展示事業を実施します。

- (ア)発表と鑑賞の機会の充実支援
- ●文化祭の充実や文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、発表内容の充実を支援するとともに、市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。

【基本目標12 芸術文化の振興】

(イ) 芸術作品の展示事業の実施

●市民作家の創作活動の成果である「朝霞市県展作品展」や、市内において芸術家の支援を行う丸沼芸術の森との共催展示「丸沼芸術の森コレクション展」など、市民が身近に作品に触れることができるよう、博物館において、芸術作品の展示事業を実施します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

人権・多様性の尊重



目指す姿

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

人権教育・啓発活動・問題解決に 基本目標 13 向けた支援

現状と課題

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性やこどもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

施策

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進

【基本目標13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援】

施 策 1

学校教育における人権教育の推進

■施策の方向性

- (ア)教育活動全体を通して、こどもたちが発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、豊かな人権感覚を育成できるようします。
- (イ)関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を 推進します。

■主な取組

- (ア)教育活動全体を通した取組の推進
- ●人権作文や人権標語に取り組み、校内での掲示や集会での発表を通して、こ どもたち自身が様々な人権課題を身近に感じることのできる教育を進めま す。
- ●道徳をはじめとする学校教育全体の指導を通して、人権教育の充実を図ります。
- ●人権の花運動に参加し、人権擁護委員の講話から学ぶとともに、協力することの大切さや感謝の気持ちを体得します。
- ●多様な人権課題に関する映像資料を活用し、発達段階に応じた人権感覚を養います。
- ●こどもたちの作品による人権文集「たいよう」を活用し、読後の意見交流などを通して身の回りの人権課題に目を向け、自分事としてとらえることができるようにします。
 - (イ) 多様な人権課題に対応した教育
- ●関係各課や諸機関と連携を深め、積極的な外部講師等の活用により、現代社 会における様々な人権課題に対応する教育を推進します。

写真・イラスト等

【基本目標13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援】

施 策 2 社会教育における人権教育の推進

■施策の方向性

(ア) 社会環境の変化に伴い、インターネットによる人権侵害など人権問題は 多様化、複雑化しています。変化する人権問題の解決に向けて対応して いくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めて もらうため引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

■主な取組

- (ア) 人権教育研修会・講演会・講座の開催
- ●人権尊重意識の高揚と様々な人権問題についての正しい理解や認識を深める ための研修会や講演会、講座などの学習機会の提供に努めます。 また、学校・家庭・地域と連携して、多様な人権課題をテーマに人権教育に 取り組みます。

写真・イラスト等

- 1 計画の点検、評価の実施
- 2 指標



朝霞市キャラクター 「ぽぽたん」

1 計画の点検、評価の実施

本計画に掲げた施策を進めるためには、計画の定期的な点検と評価を基にした改善が不可欠です。そのために、PDCA*に基づくマネジメントサイクルを踏まえ、本計画に位置づけた各種事業をより効率的かつ効果的な教育施策の企画・立案などを行う観点や市民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営(EBPM)にも留意しつつ施策ごとに分かりやすい指標を設定します。

また教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、 平成20年度から、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況につい て点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出す るとともに公表しています。

今後も指標を参考にしながら、点検及び評価の結果を明らかにすることを通 じ、市民に信頼される公正で開かれた教育行政を推進し、基本目標の実現に向 けて努力していきます。

PDCAサイクルは、事業活動における生産技術における品質管理などの継続的改善手法。管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を維持する手法です。

- 1. Plan (計画):従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
- 2. Do (実施・実行):計画に沿って業務を行う。
- 3. Check (点検・評価): 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認 する。
- 4. Act (処置・改善):実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 指標

第2期計画の目標の進捗状況を把握するため、基本目標ごとに次の指標を設 定します。

※指標名に「【総合計画】」とあるのは、第6次総合計画における「主な成果指標」で使用 している指標です。

基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 埼玉県学力・学習状況調 査の質問紙調査における 「将来の夢や目標をもっ ていますか。」の回答状況	79.0%	100%	将来の夢や目標を「もっ ている」または「どちら かといえばもっている」 と回答した児童・生徒の 割合
新体力テスト総合評価 ABCの割合	小学校72.1% 中学校82.8%	小学校85.0% 中学校85.0%	毎年5月~7月の間で実施。総合評価A~EのうちのA~Cに位置する児童生徒の割合

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ば した児童生徒の割合」達成状況(教科)	11/11	11/11	埼玉県学力・学習状況調査に おける「学力を伸ばした児童 生徒の割合」が県平均を上回 った教科数(小5・6、中1・ 2:国語・算数及び数学、 中3:国語・数学・英語) ※ 11教科中の達成数
授業にICTを活用し て指導する能力	小学校 8 5.3% 中学校 8 4.1%	小学校95.0% 中学校95.0%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業にICTを活用して指導する能力」の項目で、「できる」または「ややできる」と回答した教職員の割合

基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 学校に行きづらい児童 生徒へのICT支援実 施率	35.0%	90.0%	学校に行きづらい児童生徒 にAI搭載型オンラインド リル等を通して教育を継続 するなどICT支援を実施 した割合
SSR (スペシャルサポートルーム:校内教育支援センター) 設置小学校の割合	0 %	100%	市内10校のうち、SSR (スペシャルサポートルー ム:校内教育支援センター) を設置した学校の割合

基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 教育委員会アンケート (こども対象)において 「学校はICTを活用 した教育を推進してい る」の回答状況	86.0%	90.0%	「そう思う」または「どちらかというとそう思う」と回答した児童・生徒の割合
給食の満足度	Ţ	90.0%	「とてもおいしかった」 「おいしかった」の回答の割 合

基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 学校施設長寿命化計画 の進捗率	-	12.5%	学校施設長寿命化計画に基 づく進捗率

基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

	-	11010 1: 10	;; ;; ;; ;
指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 学校評価における地域 連携に係る項目の回答 状況	56.0%	80.0%	学校関係者評価(4段階)の うち、地域連携に係る項目 (2項目)においてA(当て はまる)と回答された割合
学校運営協議会の会議 開催回数	70回	90回	1 校あたり、年間6回を目標

基本目標7 生涯にわたる学びの推進

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 事業参加者満足度	93.4%	95.0%	生涯学習各種事業における 満足度

基本目標8 学びを支える環境の充実

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 公民館、図書館、文化財 課が行う生涯学習事業 の参加者総数	24,700人	40,000人	公民館、図書館、文化財課が 行う生涯学習事業の参加者 総数

基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 週1回以上スポーツを 行っている人の割合	51.2%	60.0%	スポーツに関するアンケート調査で週1回以上スポーツを行っている人の割合。 ※「スポーツ」には、ウォーキングや体操、レクリエーション活動などを含む。
市が実施したスポーツ・レクリエーションの 参加人数	10,787人	14,400人	1年間で、市民スポーツ大会 やスポーツ教室などに参加 した人数

第3章 計画の推進

基本目標10 利用しやすい施設の提供

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 スポーツ施設(14施 設)の利用率	59.9%	63.0%	総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコートなど、市の主要スポーツ施設の平均利用率

基本目標11 歴史や伝統の保護・活用

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 文化財課が行う事業に 対する満足度	88.0%	70.0%	博物館・旧高橋家住宅で行う 展示・事業に対する満足度

基本目標12 芸術文化の振興

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 文化祭入場者数	8,496人	9,500人	朝霞市文化祭への入場者数

基本目標13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 人権に関する研修会、講 演会参加者数	303人	500人	人権研修会などの年間参加 者数
朝霞市4年次教員対象 人権教育研修会におけ る教員の目的・課題意識	92.0%	100%	4年次研修内の人権研修に おいて、教職員が目的意識・ 課題意識を持って取り組む ことができたか。

資 料



"こども"に類する表記について

◆こども

就学前から小・中学校の学齢期児童生徒を含む。第3期教育振興基本計画では、「学校教育」と「生涯学習」との施策につながりをもたせる意味でも、なるべく「児童生徒」表記を避け、「こども」表記を基本とした。

なお、その根拠は以下「※表記の引用参考例」に示す法令等の中に示されている表記とした。

※表記の引用参考例

<こども基本法>

「こども」とは、18歳や20歳で必要なサポートが途切れないように心身の発達の過程にある者をいう。

また、「次代の社会を担う全てのこども」という表記で示されている。

<こども家庭庁>

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援 地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業について

<障害者差別解消法>

合理的配慮・・・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために・学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと・障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

<COCOLOプラン 文科大臣からのメッセージ>

小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し約30万人となりました。その背景には、長引く新型コロナウイルスの影響等が指摘されますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。

◆こどもたち

"こども"との大きな違いはないが、文中における前後の意味等を考慮し、 使い分けた。

◆こどもたち一人一人

県学力・学習状況調査における個人の学力の「伸び」、あるいは健康診断等における身体的な個人的差異、新体力テストにおける個々人の「記録」など、個別の記録を追うような形態のものに使用した。

◆児童生徒、子ども等

"不登校児童生徒" "医療的ケア児" "児童生徒の問題行動" "生徒指導" "外国人児童生徒" "帰国児童生徒" "児童生徒理解" "子どもの権利条約" など、文科省やそれに準ずる機関が発出する法令、条例、規則、通知等で名詞的に使用されているものについては、「こども」表記に置き換えず、そのまま使用した。

用語の説明

行	用語	説明	頁
あ 行	アーカイブ	情報を長期的に保存し、必要に応じてア クセスできるようにする機能や場所。	9、23、65
	あさか教師塾	教職員等の資質・指導力の向上を図ると ともに、本市教育の充実と発展に資する ための研修会を実施している。	12、65
	朝霞市子ども読書活動推進計画	こどもの「読書離れ」が指摘される中、家庭と学校と地域がこどもの読書への関わりを深め、市全体でこどもの読書環境を整えることを目指し、平成13年12月に公布された『子どもの読書活動の推進に関する法律』に基づき策定した。現在は、令和8年度から令和12年度までの第4次計画を進めている。	4、46、53
	朝霞市中学生社会 体験チャレンジ事 業	中学生による職場体験活動。1年生また は2年生で3日間実施している。	46

行	用語	説明	頁
お行	朝霞市幼児教育振興協議会	本市のこどもたちの心身ともに健やかな 成長を願い、幼児教育と小学校教育との 連携の充実を図るために設置した協議 会。	68
	あさか·スクールサ ポーター	学校長の監督の下に、小学校3学年から6学年並びに中学校の通常の学級における学級担任及び教科担任の補助として、児童生徒の学校生活への適応に係る支援並びに学習指導の補助に従事する。	9、53
	いじめ	当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。	5、34、38、 45、47、48、 49、96
	いじめ防止対策推 進法	いじめの防止などの対策を総合的かつ効 果的に推進するための基本的な事項を定 めている法律。	47
	インクルーシブ教 育	障害のある人が精神及び身体的な能力などを最大限度までに発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のない人と障害のある人が共に学ぶ仕組み。	9、27、34、 60
	英語指導助手	小学校や中学校の外国語授業において、 日本人教師を補助する英語の指導助手。	9、10、55
か行	学生サポート	不登校や集団不適応のこどもへの支援として、大学生及び大学院生を小・中学校に派遣している。児童生徒とのふれあいをとおしての相談活動や学習支援等を実施しながら、問題解決に努めている。	5、47、62

行	用語	説明	頁
か行	学校運営協議会	学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるため、保護者や地域住民などから構成される組織。学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。この組織を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれる。	14、15、74、 75、103
	学校応援団	埼玉県独自の取組で、学校における学習 活動、安全確保、環境整備などについて、 ボランティアとして協力・支援を行う保 護者・地域住民による活動組織。	14、42、76
	学校施設長寿命化 計画	学校の建物や設備を安全かつ快適に長く 使い続けられるよう、計画的な点検・改 修・改築を行うための中長期的な計画。	4、28、34、 41、72、73、 102
	学校ファーム	学校を単位に農園を設置し、心身ともに 発育段階にある児童生徒が農作業体験を 通じて、生命や自然、環境や食物などに対 する理解を深めるとともに、情操や生き る力を身に付けることをねらいとした取 組。	46
	家庭教育学級	保護者などが子育てやしつけ、こどもとの関わり方、親自身の生き方などについて、仲間と学んだり、悩みを話し合ったり、情報交換しながら、様々な角度から家庭教育について考える場。	74、77
	キャッシュレス決 済	現金を使用せずに商品やサービスの代金を支払う方法のことで、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などがある。物理的な現金の受け渡しが不要になり、より便利で迅速な取り引きが可能となる。	89

行	用語	説明	頁
か行	キャリア教育	望ましい勤労観、職業観および職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	9、39、52、 54
	旧高橋家住宅	根岸台2丁目にあり、江戸時代中期までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つ。その住宅・敷地が平成13年(2001年)に重要文化財の指定を受けた。	22、23、91、 104
	教科等指導員	教育委員会学校教育部教育指導課が行う 学校訪問に際し、教科等の指導内容や指 導方法等についての指導、助言機能を充 実するために教育委員会が委嘱した、市 内小・中学校の教員。	12、65
	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害の ある人とない人が分け隔てなく、相互に 人格と個性を尊重し合いながら、地域の 中で共に手を取り合って暮らすことので きる社会。	9、40、59、 60
	協働	市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担の下に、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。	2、14、15、 24、26、30、 31、32、33、 35、39、42、 45、52、53、 67、74、75、 76、94、103
	グローバル化	人やモノ、情報などが従来の国家・地域の 垣根を越え、地球規模でやりとりが行わ れること。	2、26、32

行	用語	説明	頁
か行	子ども相談室	幼児から高校生までの教育に関わり様々な悩みについて、カウンセリングを行うとともに、不登校児童・生徒に対して、学校への適応指導を行うため、教育相談員4人が随時相談に応じている。また、心理学者と精神科医による専門的な相談も月1回行っている。	47、62、63
	子どもの権利条約	18歳未満のこどもは権利を持つ主体であり、大人と同様に基本的人権を持つと定めて国際条約。こどもの生存・発達・保護・参加の4つの権利原則を基本とし、こどもが健やかに成長するための具体的な権利や国が負う責任を定めている。	48、65
	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、こどもの豊かな成長を支えていく仕組みを備えた学校。	14、15、42、 74、75
さ行	埼玉県学力·学習状 況調査	全県的な教育水準の維持向上を図る観点に立ち、埼玉県児童生徒が学習内容をどの程度身に付けているか、学習に対する興味・関心などの状況を調べるための調査。小学校5年生・中学校2年生を対象としている。	46、53、101
	埼玉県子ども読書 活動推進計画	平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、埼玉県のこども読書活動を推進するためのガイドラインとして、平成16年3月に策定された。現在は、平成31年度から令和5年度までの第4次計画が進められている。	46, 53

行	用語	説明	頁
さ行	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21(2009)年度に埼玉県独自の道徳教育教材資料集として作成されたもの。全5種類で小学校版3種(低・中・高学年)、中学校版、高等学校版がある。平成24年(2012年)3月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成している。	46
	サポート相談員	朝霞市独自で、こどもの悩みやいじめ・不 登校に関する相談等を主な業務として、 こどもと保護者の身近な相談役として市 内全中学校に配置している。教職員との 連携や学校・家庭・地域との連携を進め、 ふれあいや地域の巡回等をとおして、問 題解決に努めている。	5、47、62
	さわやか相談員	埼玉県から助成を受け、朝霞市が児童生 徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談 等を主な業務として、こどもと保護者の 身近な相談役として市内全中学校に配置 している。教職員との連携や学校・家庭・ 地域との連携を進め、こどもや保護者と のカウンセリングを実施しながら、問題 解決に努めている。	5、47、62
	さわやか相談室	市内各中学校に設置。いじめや不登校等のこどもの心の問題に対応するため、児童・生徒、保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図っている。また、スクールカウンセラーによる相談も月2~4回行われている(スクールカウンセラーによる相談は小学校でも月1回程度行っている)。	47、62、63

行	用語	説明	頁
さ行	持続可能な開発の ための教育 (ESD)	環境・貧困・人権・平和・開発といった世界規模の課題を自らの問題と捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。 E S D とは、Education for Sustainable Development の略。	40、60、61
	主体的・対話的で深 い学び	主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。 対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え 方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え 方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。	2、39、54
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの小学校1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座っていられない」、「話を聞かない」などの状態が数か月継続する状態。	5
	生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習のこと。	2、4、16、 17、18、29、 31、33、35、 42、49、78、 79、80、82、 83、84、86、 103
	職業教育	一定または特定の職業に従事するために 必要な知識、技能、能力や態度を育てる教 育。	39、52、54
	少人数指導	学級を少人数に分割して、複数の教師が 授業を行う授業形態。	9、53

行	用語	説明	頁
さ行	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。プログラミング的思考やICTを活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力。	34、39、56
	情報セキュリティ	アンチウィルスソフトでコンピュータを 守ったり、情報の持ち出しを制限・管理し たりして、個人情報が流出することを防 ぐこと。	56
	情報モラル	情報社会において、正しい情報の処理の 仕方や扱い方などについて、身に付ける べき考え方や態度。	34、56
	食に関する指導	栄養教諭等を中心に、各学校と連携しな がら各授業への協力やセレクト給食・卒 業祝い給食を実施し、将来に向けての健 康管理と食事の楽しさを指導している。	2、5、38、51
	人権意識	人権に関する知的理解と人権感覚を基盤と して、自分の人権を守り、他者の人権を守 ろうとする意識・意欲・態度のこと。	48、49、96、 98
	人権感覚	人権がもつ価値や重要性を直感的に感受 し、それを共感的に受け止めるような感 性や感覚。	36、47、48、 49、97

行	用語	説明	頁
さ行	人権教育	基本的人権の精神を学び、理解し、尊重できる実践力を身に付ける教育活動と、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者に関することなど、個別の人権課題に対する正しい理解を深め、解決に向けて実践する知識・技能や態度を育成する教育活動のこと。	5、31、36、38、44、49、96、97、98、104
	人権教育総合推進 地域事業	文部科学省から委嘱を受け、学校、家庭、 地域社会が一体となった人権教育の総合 的な取組を教育委員会との連携・協力の 下で推進し、地域全体で人権意識を培う ための人権尊重の精神を高め、一人一人 を大切にした教育の充実に資するための 研究のこと。	48
	人権作文	日常の家庭生活や学校生活等の中で得た 体験に基づく作文を書くことを通して、 人権尊重の大切さや基本的人権について の理解を深めるとともに、豊かな人権感 覚を身に付けることを目的として実施し ている。	49、97
	人権の花運動	小学生を対象とした取組。児童が配布された花の種子、球根などを協力しながら育てることで、命の大切さや感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、優しさと思いやりの心を体得させ人権思想を育むことを目的として実施している。	49、97
	人権標語	「ふれあい標語」として、「家族のふれあい」、「心のやさしさ」などをテーマとした標語を募集し、優秀作品の表彰を行っている。	49、97

行	用語	頁	
さ行	人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。ある海外の研究によれば、「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」との推計があり、平成29年9月に政府において発足した「人生100年時代構想会議」では生涯にわたる学習の重要性に関する議論がなされた。	2、29、35
	新体力テスト	8、101	
	スクールカウンセ ラー	5、47、58、 60、62	
	スクールガードリ ーダー	各学校の実情に応じて学校内外の巡回、 登下校の安全確保や通学路の防犯パトロールなど、学校安全体制及び学校安全ボランティア(スクールガード)の活動に対して、指導を行う者。	67、77
	スクールソーシャ ルワーカー	こどもの問題に対し、保護者や教職員と 協力しながら問題解決を図る専門職。	47、62
	スチューデントサ ポーター	不登校の未然防止や学校復帰の支援する 学生ボランティア。	5、47、62
	性的マイノリティ	身体の性別と性自認(性別に関する自己 意識のこと)が一致しない者や、性的指向 が同性や両方の性に向かう者などの性的 少数者。	48、49

行	用語	説明	頁
さ行	全国学力·学習状況 調査	文部科学省が実施する、全国的にこども たちの学力・学習状況を把握するための 調査。小学校6年生及び中学校3年生を 対象としている。	10
た 行	地域ぐるみの学校 安全体制	地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心な学校を確立するための取組。	41、42、67、 76、77
	長寿命化	予防保全や適切な改修等により、公共施 設の延命化を図り、長く安全に利用して いくこと。	17, 21, 28, 41, 71, 72, 73, 88
	超スマート社会 (Society5.0)	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④ 情報社会に続く、人類5番目の新しい社 会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジ カル空間(現実空間)を高度に融合させた システムにより、経済発展と社会的課題 の解決を両立する、人間中心の社会。	2
	通級による指導	LD、ADHD、自閉症、情緒障害及び難聴・言語障害の児童・生徒を対象に、その障害の改善、克服を目的とした指導を行う教室のこと(LD、ADHD、自閉症、情緒障害の教室は、平成23年度から朝霞第四小学校、平成26年度から朝霞第十小学校、令和2年度から朝霞第一中学校。難聴・言語の障害の教室は平成29年度から朝霞第五小学校に設置)。	27、60
	低学年補助教員	小学校低学年における基礎学力の定着、 規律ある態度の育成を図るため、学級担 任を補助する補助教員。	9、53
	デジタルアーカイ ブ	重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化すること。	17、22、23、 90、91

行	用語	説明	頁
た 行	テレワーク	Tele (離れたところ) とWork (働く) を合わせた造語で、ICT技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。	66
	道徳教育推進教師	道徳教育を推進していくための体制づく りにおいて、中心となって学校全体を動 かす役割を担う教員。	46
	特別支援教育コー ディネーター	特別支援教育における、学校内の関係者 や関係機関との連絡・調整、及び保護者に 対する学校の窓口となる教員。	58、60
な 行	日本八州国九里工 海風ロナ」 労働さいというのは見った		39、40、55、 61、63
	ネットワーク	タ 網の目のようなつながりのこと。情報の 伝達網のこと。	
	ノーマライゼーシ ョン	障害者や高齢者など社会的に不利を受け やすい人々(弱者)が、社会の中で他の 人々と同じように生活し、活動すること が社会の本来あるべき姿であるという考 え方。	60
は行	博学連携	学校と博物館がそれぞれの教育機能を活用し、学校や社会教育だけでは成し得ない創造的かつ効果的な教育・学習を行おうとするもの。さらに学校教育の充実や地域社会の活性化等の個別機能の充実にも役立つものとされている。	55、92
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広 汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠 陥多動性障害(ADHD)その他これに類 する脳機能の障害であってその症状が通 常低年齢において発現するものとして法 令で定めるもの。	58、60

行	用語	説明	頁			
は行	バリアフリー	障壁 (バリア) となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面に限らず、社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。	17, 21, 41, 60, 72, 73, 89			
	「病気」や「経済的理由」以外の何かしら 不登校 の理由で、登校しない(できない)ことに より長期欠席すること。					
や行	薬物乱用防止教室	学校における薬物乱用防止教育の充実の ために薬物乱用の心身への影響等につい て専門的な知見を有する警察職員、麻薬 取締官OB、学校薬剤師等を講師とする 授業のこと。	51			
	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を 過度に行っていると認められる子ども・ 若者のことを指し、子ども・若者育成支援 推進法において、国・地方公共団体等が各 種支援に努めるべき対象とされている。	27、63			
ら 行	理科支援員	小学校の理科授業の観察・実験に係る支 援を行う補助教員。	53			
アルファベ	A I	Artificial Intelligence の略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。	26			
ット	A I 搭載型オンラ インドリル	人工知能技術を活用して生徒一人一人の 学習をサポートするデジタル教材	53, 57, 102			

行	用語	説明	頁	
アルファベッ	G I G A スクール 構想	義務教育を受ける児童生徒1人につき1台の学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備する計画。こどもたち一人一人の個性に合わせたICT教育を実現するための構想。	2、11、26	
F	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。 情報や通信に関連する技術一般の総称。		
	LGBTQ	27		
	OECD	経済協力開発機構。世界各国の経済・社会政策について協力・研究・調整を行う国際機関。OECDは、教育分野でも様々な国際比較調査を行っており、教員の勤務時間調査もその一つ。	27	
	PDCA	計画(Plan)→実行(Do)→評価(C heck)→改善(Action)の4段 階を繰り返すマネジメントサイクルのこ と。	100	
	PR	Public Relations の略称。企業や自治体等が、事業内容等を良く知ってもらうため、情報を発信したり、意見を受け入れたりすること。	91	

行	用語	説明	頁	
アルファベット	SDGs	2015年(平成27年)に国連サミットで採択された。「誰一人取り残さない社会」を理念とし、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標と、それを実現するための169のターゲットから構成され、2030年を期限としている。SDGsとはSustainable Development Goalsの略。	2, 29, 32	
	SNS	Social Networking Service の略称。 一般に、インターネットを介し、登録され た利用者同士が交流できるサービスのこ とを指す。	52、79、86	
	SSR	スペシャルサポートルーム。 学校に行けても教室での集団生活が難し い不登校のこどもたちに、校内に設置さ れた「安心できる居場所」を提供するも の。	47、62、102	

策定の経緯

(1)教育振興基本計画策定委員会での審議

本計画に幅広い意見を反映させるため、教育振興基本計画策定委員会を設置 し、15人の委員を委嘱して令和7年7月から計○回にわたり会議を開催しま した。

また、策定委員会の下部組織として、教育委員会部課長10人で組織する教育振興基本計画作業部会で、計画原案の作成等を行いました。

(2) 市民からの意見募集

朝霞市市民コメント手続実施要綱に基づき、上記策定委員会で作成した計画 (素案)を令和7年11月20日から12月22日まで市ホームページ等で公 開し、市民等から御意見を募集しました。

(3)教育委員会会議での議決

令和8年〇月の教育委員会定例会において、本計画の最終案を議決し、計画 が成立しました。

●策定委員会

令和7年7月第1令和7年8月第2

令和7年10月

令和8年 ○月

第1回朝霞市教育振興基本計画策定委員会 第2回朝霞市教育振興基本計画策定委員会 第3回朝霞市教育振興基本計画策定委員会 第4回朝霞市教育振興基本計画策定委員会

●作業部会

令和7年 7月

令和7年 8月

令和7年 9月

令和8年 ○月

第1回朝霞市教育振興基本計画作業部会第2回朝霞市教育振興基本計画作業部会第3回朝霞市教育振興基本計画作業部会第4回朝霞市教育振興基本計画作業部会

朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

- 第2条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定により朝霞市教育振興基本計画案(以下「計画案」という。)を作成するため、 朝霞市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第3条 委員会は、朝霞市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問 に応じ、必要な調査及び審議を行い、計画案を作成し教育委員会に答申する。 (組織)
- 第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 学校関係者
 - (3) 教育関係団体の代表者
 - (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
 - (5) 市職員

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれ を定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代 理する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画案を答申する日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の 決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日(平成25年1月15日)から施行する。

朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	所属・職名		氏 名
1	十文字学園女子大学 教授	0	塚 田 昭 一
2	朝霞市立朝霞第六小学校 校長	0	小 島 孝 之
3	朝霞市立朝霞第一中学校 校長		唐 松 善 人
4	朝霞市立朝霞第九小学校 教頭		南雲秀隆
5	朝霞市立朝霞第四中学校 教頭		金井邦夫
6	朝霞花の木幼稚園 園長		行平かおる
7	朝霞市立本町保育園 園長		伊地知くみ子
8	朝霞市保護者代表連絡会 事務局長		西 明
9	朝霞市社会教育委員会議 議長		金子幸男
10	朝霞市文化協会 会長		平 塚 誠
11	朝霞市スポーツ協会 理事長		塩 味 光 夫
12	公募市民		坂 真 吾
13	公募市民		畑 田 奈 央 美
14	朝霞市教育委員会 学校教育部長		福士昌三
15	朝霞市教育委員会 生涯学習部長		奥 山 雄 三 郎

◎委員長、○副委員長

朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会設置要領

(趣旨)

第1条 朝霞市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の下 部組織として、朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会(以下「部会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会が朝霞市教育振興基本計画案(以下「計画案」という。)を検 討するための素案を作成し、委員会へ提出する。
- 2 委員会が計画案作成のために、情報等が必要な場合、部会が調査検討して 対応する。

(組織)

- 第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は学校教育部長を、副部会長は生涯学習部長をもって充てる。
- 3 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1)教育総務課長
 - (2)教育管理課長
 - (3)教育指導課長
 - (4)学校給食課長
 - (5)生涯学習・スポーツ課長
 - (6)文化財課長
 - (7)中央公民館長
 - (8)図書館長
- 4 部会員の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 (庶務)
- 第4条 部会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会 長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会員名簿

No.	所属・職名			氏	名	
1	学校教育部長	0	福	士	昌	121
2	生涯学習部長	0	奥	山 雄	魚 三	郎
3	学校教育部次長兼教育総務課長		関	口	豊	樹
4	教育管理課長		横	瀬	修	克
5	教育指導課長		手	島	牧	子
6	学校給食課長		星	加	敏	昭
7	生涯学習部次長兼 生涯学習・スポーツ課長		長 (~ 堀	谷 ^{令和7年} 川	9月30	修 ^{日)} 昭
8	生涯学習部参事兼中央公民館長		堀	和 7 年 1 JII 令和 7 年	政	昭
8	中央公民館長		大 (令	瀧 和7年1	一 0月1日	彦 ~)
9	文化財課長		藤	原	真	吾
10	図書館長		増	田		潔

[◎]部会長、○副部会長

ます。

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の 実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」であるとされていま す。

これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」 にも取り入れられています。

- 1 差別の禁止(差別のないこと) すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済 状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障され
- 2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと) 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最も よいことは何か」を第一に考えます。
- 3 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること) すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長で きるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 4 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること) 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おと なはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- ※「子どもの権利条約」は、平成元年(1989年)の第44回国連総会で採択され、日本は平成6年(1994年)に批准しました。

第3期朝霞市教育振興基本計画(素案)

(令和8年度~令和12年度)

~豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育~

編集·発行 朝霞市教育委員会(学校教育部教育総務課) 〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 | - | - | TEL 048-463-| | | (代表)